

みよし 男女共同参画プラン

(令和6年度～令和13年度)

みんなたいせつ みんなしあわせ
みんなでつくる みよしまち

令和6年3月

三芳町

はじめに

本町では、男女共同参画社会実現に向けて平成 28 年に「みよし男女共同参画プラン（第 3 次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町DV防止基本計画）」、平成 30 年に三芳町女性活躍推進計画を策定し、男女共同参画に関する意識啓発をはじめ、様々な取組を推進してまいりました。



この間、少子高齢化の進展や世界的な感染症流行など社会経済情勢は絶えず変化を続け、男女間経済格差やDVなど従来からの課題に加え、新たな課題も顕在化しています。

こうした中、これまでの計画を継承しつつ、新たな課題に対応するため、「みよし男女共同参画プラン（第 4 次男女共同参画基本計画・第 2 次三芳町DV防止基本計画・第 2 次三芳町女性活躍推進計画）」を策定いたしました。

本プランでは、「みんなたいせつ みんなしあわせ みんなでつくる みよしまち」を基本理念に掲げ、すべての人の幸福・しあわせを目指し、すべての人がその個性を尊重される町づくりを推進してまいりますので、住民、事業者、関係者の皆さまに一層のご理解とご協力をお願いいたします。

また、令和 6 年 4 月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」で言及されている多様化・複雑化・複合化する女性を巡る課題に対する支援についても本プランで柔軟に対応してまいります。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました三芳町男女共同参画等推進会議委員の皆さまをはじめ、ご協力いただいた皆さまに心より感謝と御礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月

三芳町長

林 伊佐雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 男女共同参画に関する国内外の動向	2
(1) 国際的な動向	2
(2) 日本の動向	3
(3) 埼玉県の動向	5
3. 計画の性格	6
4. 計画の期間	7
5. SDGs との関連	8
第2章 三芳町の現状	9
1. 人口動態	9
(1) 人口と世帯数の推移	9
(2) 世帯構成	10
(3) 少子高齢化の進行	12
(4) 就業の状況	14
(5) 審議会や管理職における女性の割合	16
2. 男女共同参画に関する意識の状況	18
(1) 調査概要	18
(2) 住民意識調査	19
(3) 事業所アンケート調査	23
3. 前プランにおける主な取組と今後の課題	24
第3章 計画の基本的な考え方	28
1. 基本理念	28
2. 基本目標	29
3. 施策の体系	31
第4章 施策の内容	32
基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識づくり	32
主要課題1 性別による固定的役割分担意識の解消や性の多様性への理解の促進 ...	32
主要課題2 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育の推進	35
基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと活躍できる環境づくり	38
主要課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	38
主要課題2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	40

基本目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり	44
主要課題1 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進	44
主要課題2 安全安心な地域づくりの推進	47
主要課題3 誰もが安心して健康に暮らせる支援体制の推進	49
第5章 計画の推進	52
1. 計画の推進体制	52
(1) 三芳町男女共同参画等推進会議	52
(2) 男女共同参画庁内連絡会議	52
(3) 国・県等の行政機関との連携	52
2. 計画の周知と進行管理	53
(1) 計画の周知	53
(2) 計画の進行管理	53
資料編	54
1. 三芳町男女共同参画等推進会議設置要綱	54
2. 三芳町男女共同参画等推進会議委員名簿	56
3. 策定経過	57
4. 関係法令	58

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

三芳町では、「三芳町女性行動計画－男女平等社会の確立を目指して－」を策定した平成4（1992）年以降、平成12（2000）年に「みよしまち女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」、平成19（2007）年に「みよし男女共同参画プラン（第2次三芳町男女共同参画基本計画）」、平成28（2016）年にDV防止基本計画を一体的に策定した「みよし男女共同参画プラン（第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町DV防止基本計画）」（以下「前プラン」という。）、平成30（2018）年に三芳町女性活躍推進計画を策定し、男女共同参画社会※¹の実現を目指して様々な取組を行ってきました。

しかしこの間、少子高齢化の進展や雇用形態の多様化など、社会経済環境は大きな変化を続け、それに合わせ人々の価値観や生活スタイルも大きく変化してきました。

家庭や職場、政治の場においては、依然として性別による固定的役割分担に基づく意識や慣行が根強く残っており、男女ともに家庭生活と仕事、地域活動を両立しやすい環境の整備や政策・方針決定過程への女性の参画促進など、多くの課題が残されています。

また、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の増加・深刻化の懸念、雇用・所得への影響など、特に女性に対して大きな影響をもたらし、男女共同参画の重要性が一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、前プランの計画期間終了に伴い、これまでの取組を検証し、男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、ここに新たな「みよし男女共同参画プラン（第4次三芳町男女共同参画基本計画・第2次三芳町DV防止基本計画・第2次三芳町女性活躍推進計画）」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

【プラン策定の経過】

策定年月	プラン名称
平成4年3月	三芳町女性行動計画－男女平等社会の確立を目指して－
平成12年3月	みよしまち女 ^{ひと} と男 ^{ひと} の共同参画プラン
平成19年3月	みよし男女共同参画プラン（第2次三芳町男女共同参画基本計画）
平成28年3月	みよし男女共同参画プラン（第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町DV防止基本計画）
平成30年3月	三芳町女性活躍推進計画

※1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

2. 男女共同参画に関する国内外の動向

(1) 国際的な動向

国際社会においては、国連を中心に、男女平等・男女共同参画の実現に向けた取組が進められてきました。国連では昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。

【近年の動向】

◆SDGs による「ジェンダー平等^{※2}」の推進

平成 27（2015）年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。その一つのゴール 5 には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が示されています。

◆世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指数」の公表

令和 5（2023）年 6 月、世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）が世界各国の男女平等の度合いを数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」を公表しました。

「経済」「教育」「健康」「政治」の 4 つの分野のデータからなる指数ですが、日本は国別のランキングで対象 146 カ国中 125 位と、前年の 116 位から 9 つランクを下げ、先進国の中で最低レベル、平成 18（2006）年の調査開始以来過去最低の結果となっています。

日本は、「教育」及び「健康」の順位が高い一方で、「経済」及び「政治」における順位が低い評価とされています。

※2 ジェンダー平等：性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと。

(2) 日本の動向

わが国では、昭和 50 (1975) 年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11 (1999) 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指してきました。

また、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定され、現在までに第 5 次の計画を策定しています。

「男女共同参画社会基本法」の施行に前後して「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)などの改正が行われました。

以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)など、社会情勢の変化やニーズの多様化に合わせた法整備や法改正を重ねています。

【近年の動向】

◆「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定

新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少やデジタル化への対応、女性への暴力根絶、女性の視点からの防災、ジェンダー平等など世界的な潮流などの社会情勢の変化や課題に対応するため、令和 2 (2020) 年に「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、「2020 年代の可能な限り早期に」指導的地位に女性が占める割合を 30%にするという目標が掲げられています。

◆男性の育児休業取得の促進に向けた「育児休業・介護休業法」の改正

男性の育児休業取得率は、令和 2 (2020) 年に初めて 1 割を超え 12.65%となり、令和 3 (2021) 年は 13.97%まで上昇しています。しかし、令和 7 (2025) 年までに 50%以上とする国の目標(こども未来戦略方針)とは開きがあります。

男性の育児休業取得を促進するため、「産後パパ育休(出生時育児休業)制度」の創設を含む、改正育児休業・介護休業法が令和 4 (2022) 年 10 月より施行されています。

◆男女の賃金格差の見える化に向けた「女性活躍推進法」の改正

令和 4 (2022) 年 7 月、女性活躍推進法が改正・施行され、従業員 301 人以上の大企業に対し、女性の活躍に関して公開すべき情報として「男女の賃金の差異」の把握・公表が義務化されました。

◆「LGBT理解増進法」の成立・施行

性的マイノリティに対する理解を広めるための「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が令和5（2023）年6月に国会で成立・施行されました。性的指向や性自認の多様性に関する施策の推進に向けて、基本理念を定めるもので、国・地方公共団体は理解増進施策の策定・実施に努めるものとされています。

◆「困難女性支援法」の成立

困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6（2024）年4月より施行されます。対象は、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等の様々な事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性やそのおそれのある女性とされています。国は法に基づき基本方針を作成し、都道府県は基本方針に則った都道府県基本計画の策定の義務づけ、市町村は市町村基本計画の策定が努力義務とされています。

(3) 埼玉県の動向

埼玉県においては、全国に先駆けて平成12(2000)年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく初の基本計画として平成14(2002)年2月に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。以降、時代に応じた見直しを行いながら、令和4(2022)年3月に新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

【近年の動向】

◆「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が成立

令和2(2020)年に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」において、性的マイノリティに分類される方は約30人に1人(3.3%)という結果であり、そのうち、自死の可能性を考えたり、不快な冗談などのハラスメントを受けたり、いじめを受けた経験があると回答した方が一定数いることを受け、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が成立、令和4(2022)年7月より施行されています。

この条例では、自分が好きになる相手、性的な関心の対象となる性についての指向(性的指向)や、自分の性についての認識(性自認)が、地域、学校、職場などで尊重され、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指しています。

◆「埼玉県男女共同参画基本計画」の策定

令和4(2022)年3月、「男女共同参画社会の実現～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～」を計画の目標に掲げ、計画を推進するために、男女の人権の尊重、多様性に富んだ活力ある社会の構築、ワーク・ライフ・バランス^{※3}の推進、SDGsの実現の4つの基本的な視点を設定した「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

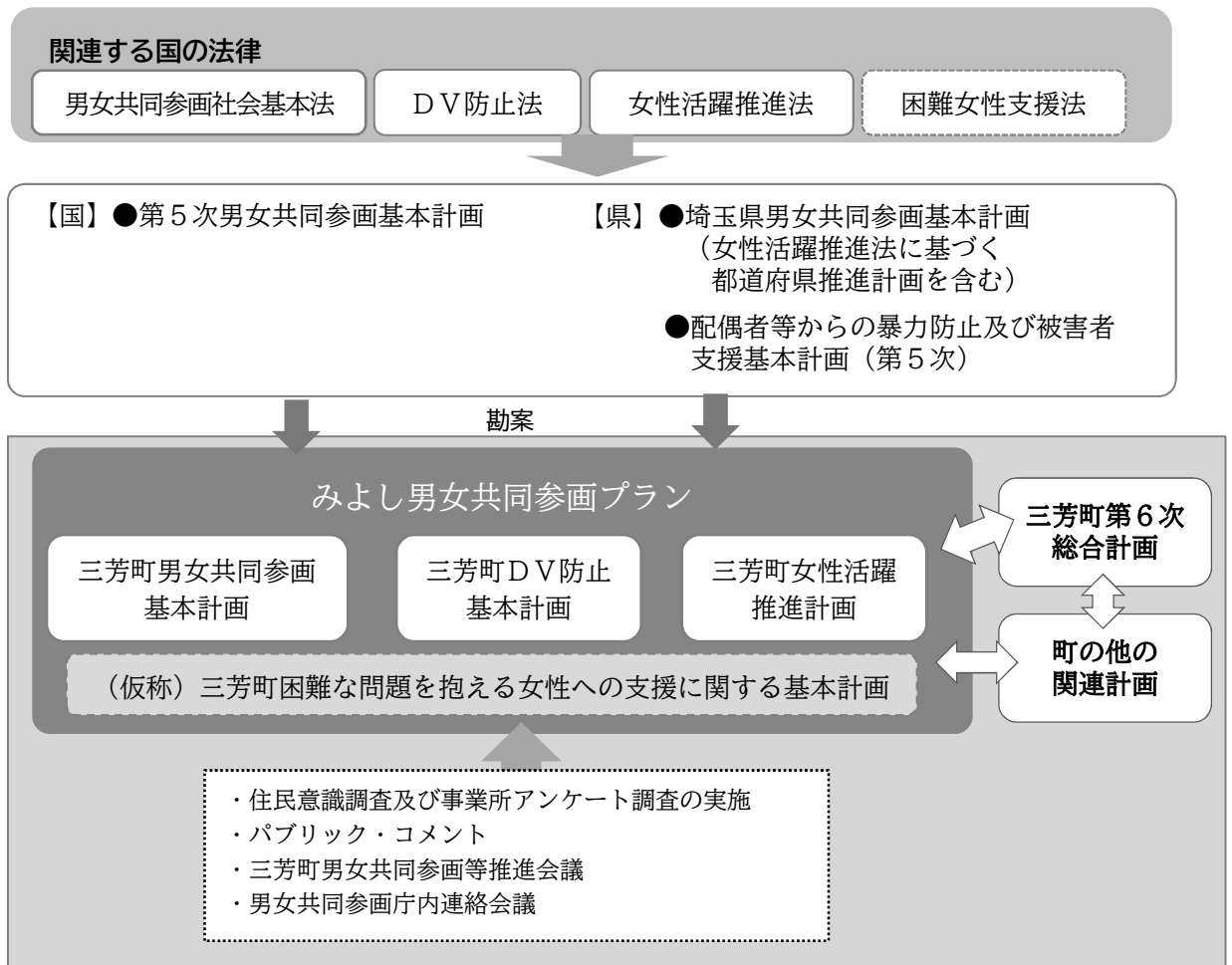
◆「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の策定

令和6(2024)年3月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」に基づく都道府県基本計画である「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」が策定されました。

※3 ワーク・ライフ・バランス：仕事と仕事以外の生活(家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など)が、希望するバランスで展開できる状態。「仕事の充実」と「仕事以外の充実」のバランスが保たれると、好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出するため、その基盤として極めて重要とされる。

3. 計画の性格

- (1) 本プランは、三芳町における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的な方向を明らかにしたものです。
- (2) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的なプランです。
- (3) 本プランは、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画計画」、「第6次三芳町総合計画」を踏まえるとともに、関連する町の個別計画との整合を図りながら策定します。
- (4) 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画ならびに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (5) 本プランは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下困難女性支援法）」の第8条第3項に基づく市町村計画として位置付けを予定します。同法は附則第1条で原則として令和6（2024）年4月に施行するとされており、厚生労働省が定める基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案して、市町村の困難な問題を抱える女性支援のための基本的な計画策定を求められていることから、今後策定される上位計画の内容に留意しながら柔軟に対応していきます。



4. 計画の期間

本プランの期間は、令和6（2024）年度から令和13（2031）年度までの8年間とし、最終年度は、三芳町第6次総合計画と合わせています。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。

	令和3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13年度 (2031)
三芳町	三芳町第5次総合計画			三芳町第6次総合計画【令和6年度～令和13年度】							
	前期みよし男女共同参画プラン			みよし男女共同参画プラン【令和6年度～令和13年度】 (第2次三芳町DV防止基本計画及び第2次三芳町女性活躍推進計画を内包) (仮称) 三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画							
埼玉県	男女共同参画基本計画【令和4年度～令和8年度】			策定予定							
	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)【令和4年度～令和8年度】			策定予定							
	埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画【令和6年度～令和8年度】			※県において検討中							
国	第5次男女共同参画基本計画【令和3年度～令和7年度】			策定予定							

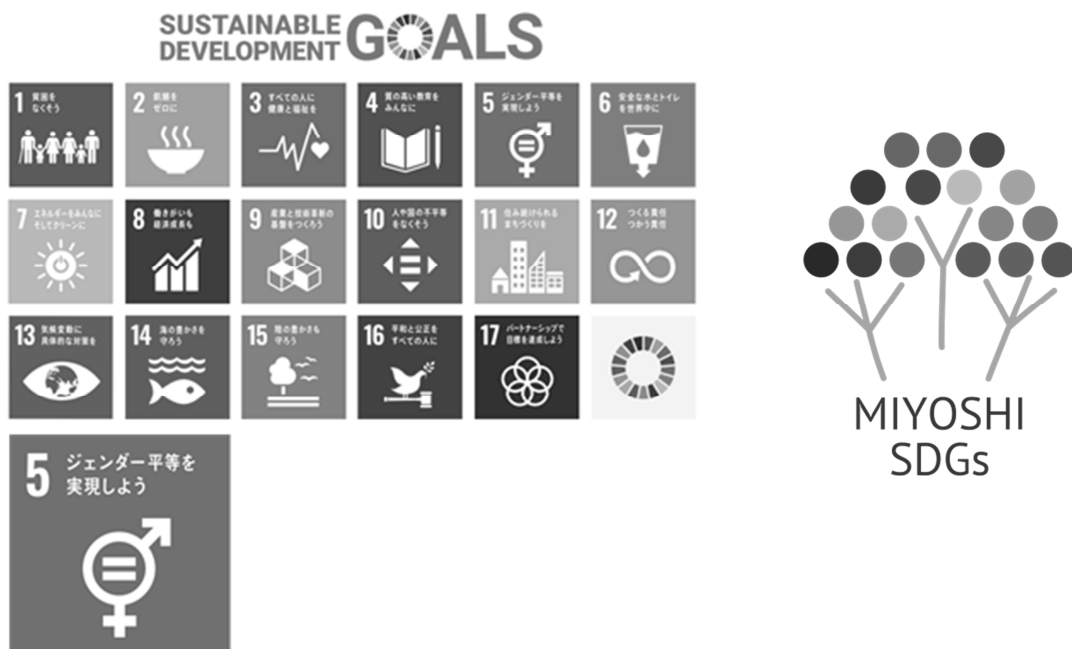
5. SDGsとの関連

- SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略であり、平成27(2015)年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

- 目標(ゴール)5として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げるなど、独立したゴールとしてもすべての女性と男性が対等に権利・機会・責任を分かち合える社会をつくることを目指しています。
- 三芳町では、町の象徴でもある“雑木林”をイメージした「みよしSDGsロゴマーク」を作成しています。また、三芳町総合計画において、町が実施していく取組とSDGsとのつながりを示しています。そのため、本プランにおいても、SDGsの視点を活かした男女共同参画・ジェンダー平等の取組を推進します。

SDGsのアイコンとみよしSDGsロゴマーク



第2章 三芳町の現状

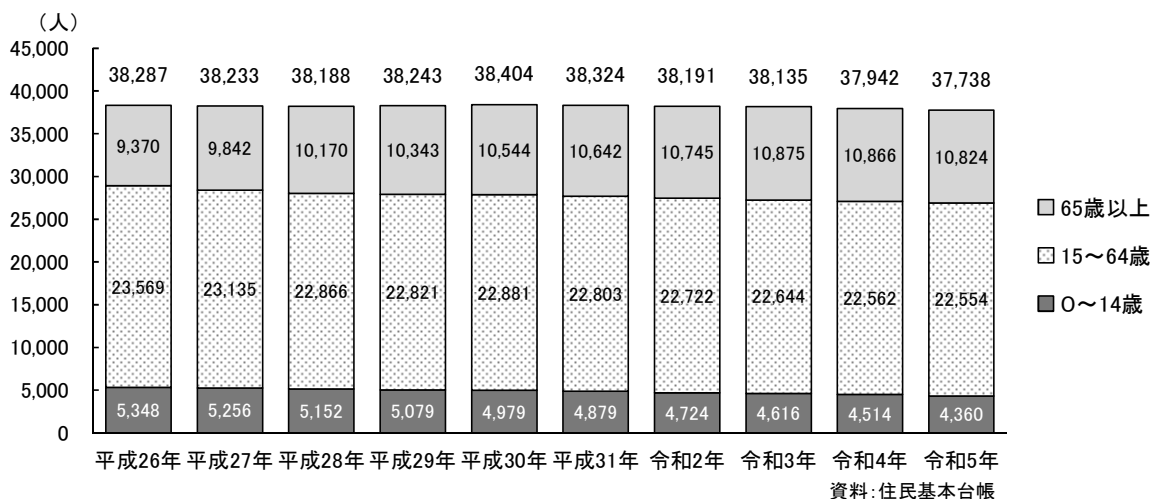
1. 人口動態

(1) 人口と世帯数の推移

住民基本台帳による三芳町の人口は、令和5年1月1日現在 37,738 人であり、平成30年の38,404人をピークに、以降減少傾向にあります。

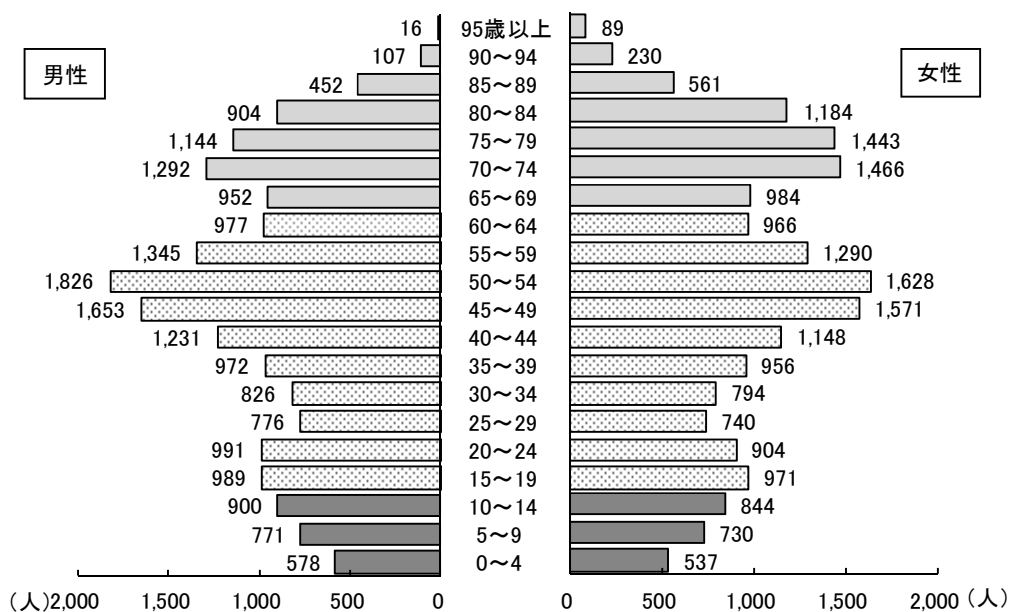
年齢3区分別人口については、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少、高齢者人口（65歳以上）は増加・横ばい傾向となっています。

図表 2-1-1 総人口と年齢3区分別人口の推移（各年1月1日現在）



三芳町の年齢5歳階級別人口をみると、男女ともに45～54歳と70～74歳が多くなっています。また、70歳以上ではいずれの年齢階級も女性の人数が男性を上回ります。

図表 2-1-2 年齢5歳階級別人口（令和5年1月1日現在）



(2) 世帯構成

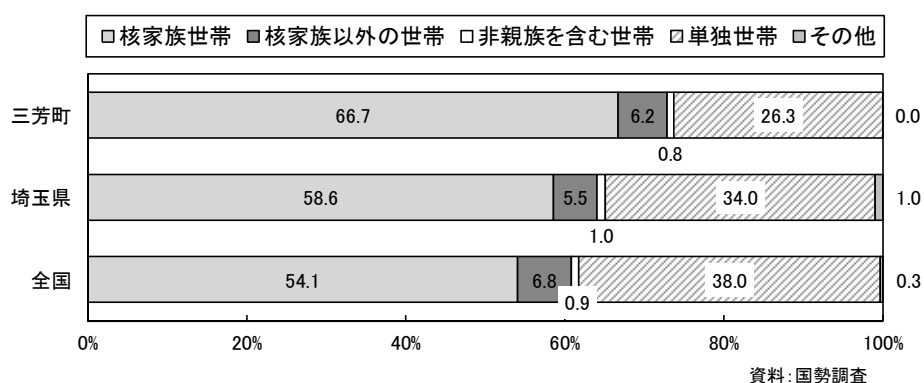
① 一般世帯の構成比

一般世帯を家族類型別にみると、三芳町では全国や埼玉県に比べ、「核家族世帯」の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。

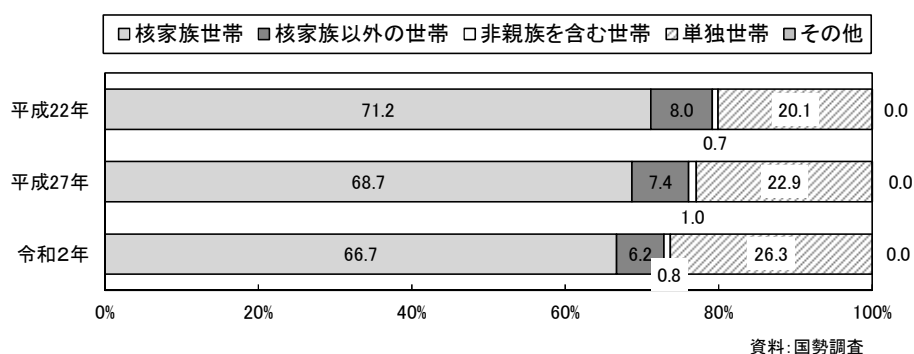
一般世帯の構成比を経年で比較すると、「核家族世帯」と「核家族以外の世帯」の比率は徐々に減少し、「単独世帯」の比率が増加しています。

※一般世帯：国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分しています。「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯であり、「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などに入院している人、社会施設に入所している人、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などからなる世帯を指します。

図表 2-1-3 一般世帯の構成比（全国・埼玉県との比較 令和2年）



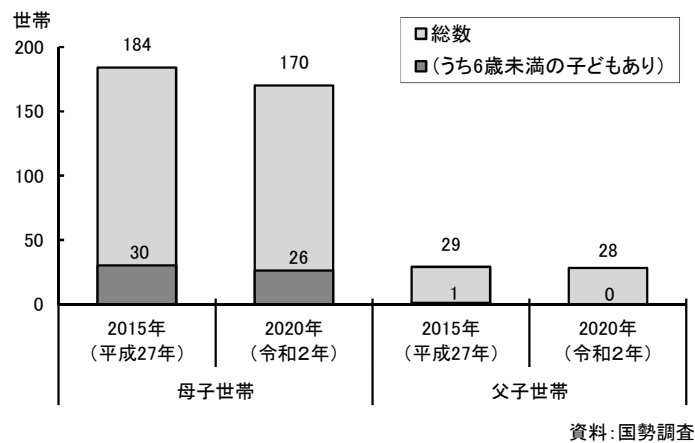
図表 2-1-4 一般世帯の構成比（経年比較）



② 母子世帯・父子世帯

母子世帯数は減少、父子世帯数は横ばい傾向にありますが、母子世帯数は父子世帯数を大きく上回ります。また、6歳未満の子どもがいる世帯は圧倒的に母子世帯が多くなっています。

図表 2-1-5 母子世帯数・父子世帯数の推移



(3) 少子高齢化の進行

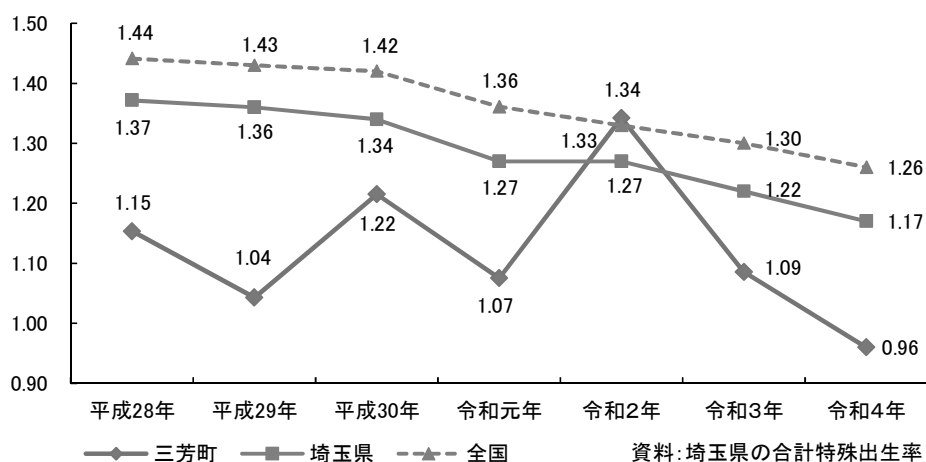
① 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率と出生数の推移をみると、三芳町は令和2年を除き、全国、埼玉県
の値を下回って推移しています。

三芳町の令和4年合計特殊出生率は0.96、出生数が162人でした。

全国・埼玉県ともに合計特殊出生率と出生数ともに低下・減少し、少子化が進行して
います。

図表 2-1-6 合計特殊出生率の推移



図表 2-1-7 出生数の推移

単位:人

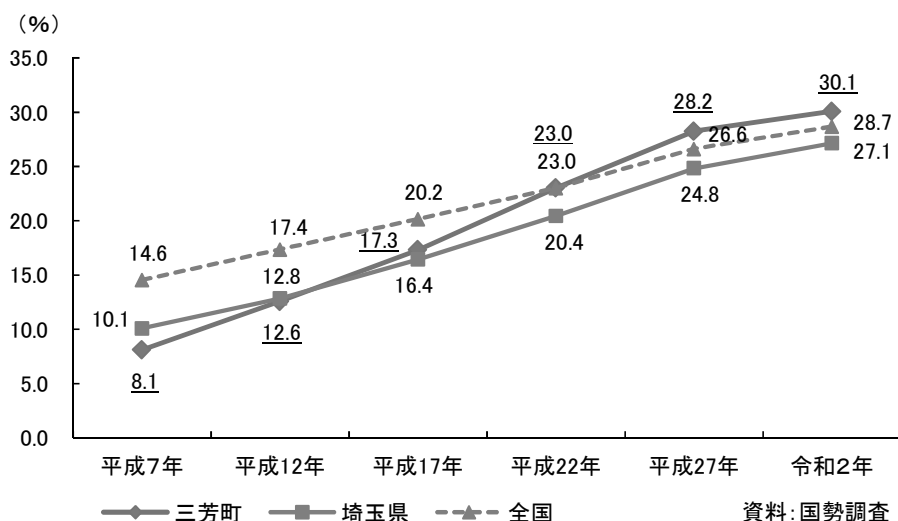
年	三芳町	埼玉県	全国
平成28年	223	54,447	976,978
平成29年	188	53,069	946,065
平成30年	223	51,241	918,400
令和元年	195	48,298	865,239
令和2年	215	47,328	840,835
令和3年	188	45,424	811,622
令和4年	162	43,451	770,759

② 高齢化率の推移

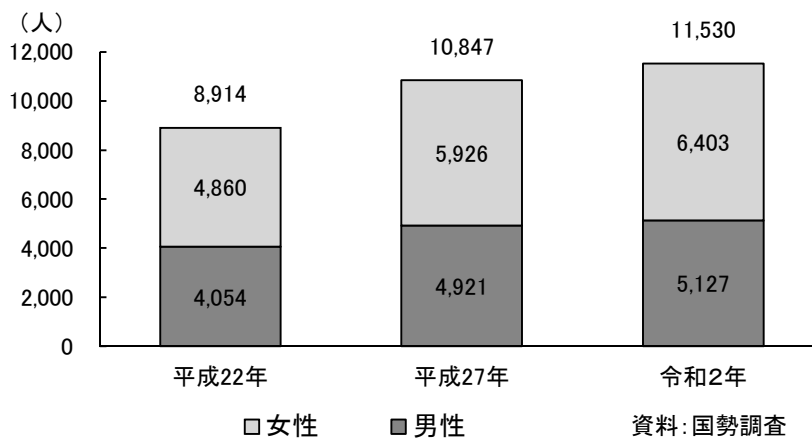
高齢化率の推移をみると、平成27年以降、全国、埼玉県を上回って推移しており、令和2年は30.1%となっています。

また、高齢者人口の推移をみると、増加を続けており、令和2年11,530人となっています。特に、女性の人数が多く男性を約1,300人上回ります。

図表 2-1-8 高齢化率の推移



図表 2-1-9 高齢者人口（性別）の推移



(4) 就業の状況

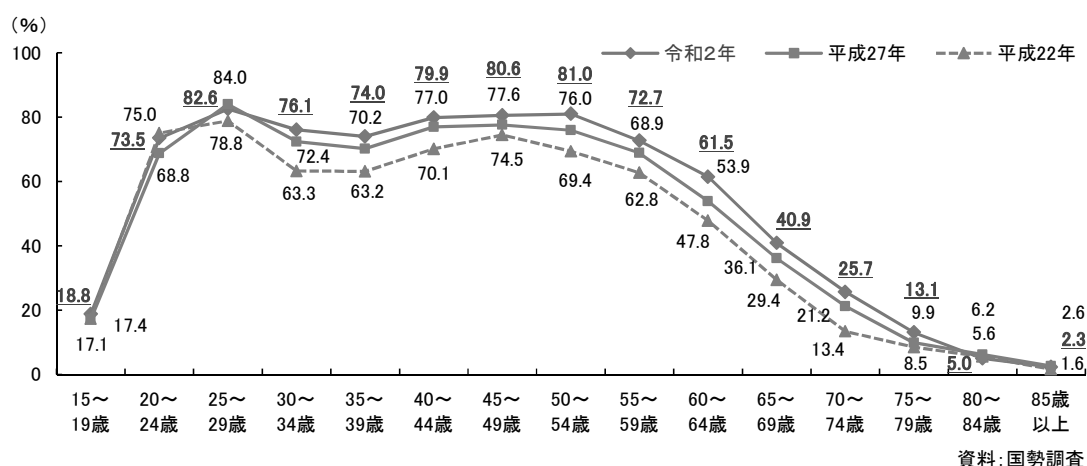
① 女性の労働力率

女性の労働力率を年齢階級別にみると、20歳代を除き、いずれの年齢階級でも労働力率が上昇しています。

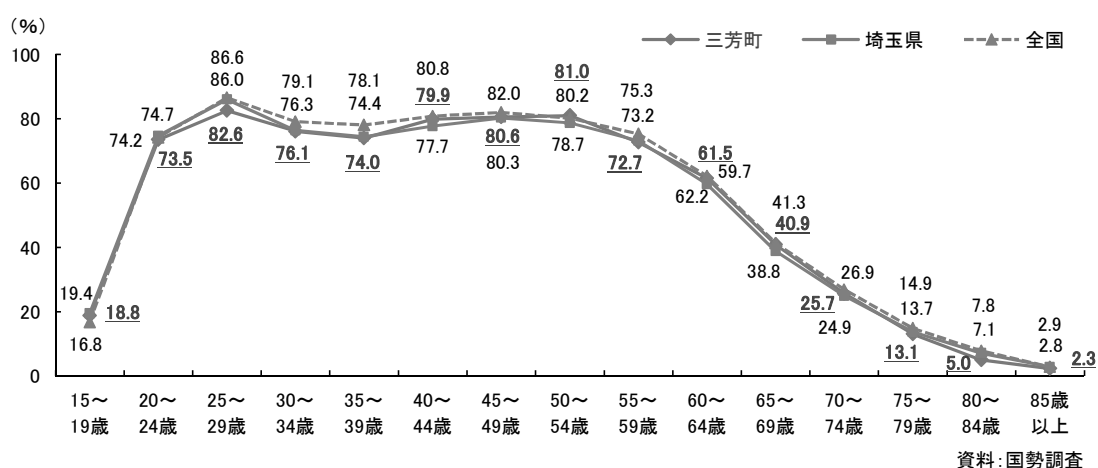
一般的に女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、令和2年では、M字の谷が浅くなっていることがわかります。

三芳町では、20～30歳代で全国、埼玉県をわずかに下回りますが、おおむね全国や埼玉県と同程度の労働力率となっています。

図表 2-1-10 女性の年齢階級別労働力率（経年比較）



図表 2-1-11 女性の年齢階級別労働力率（全国・埼玉県との比較 令和2年）

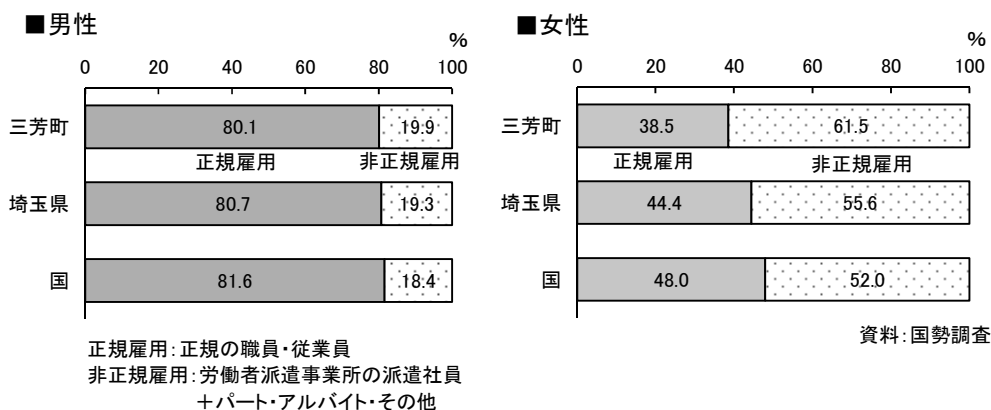


② 雇用形態

雇用形態を性別で見ると、「正規雇用（正規の職員・従業員）」の割合は女性が38.5%であるのに対し、男性は80.1%と大きな差が見られます。

また、三芳町では全国や埼玉県よりも、女性の非正規雇用の割合が高くなっています。

図表 2-1-12 性別の雇用形態の内訳（全国・埼玉県との比較 令和2年）

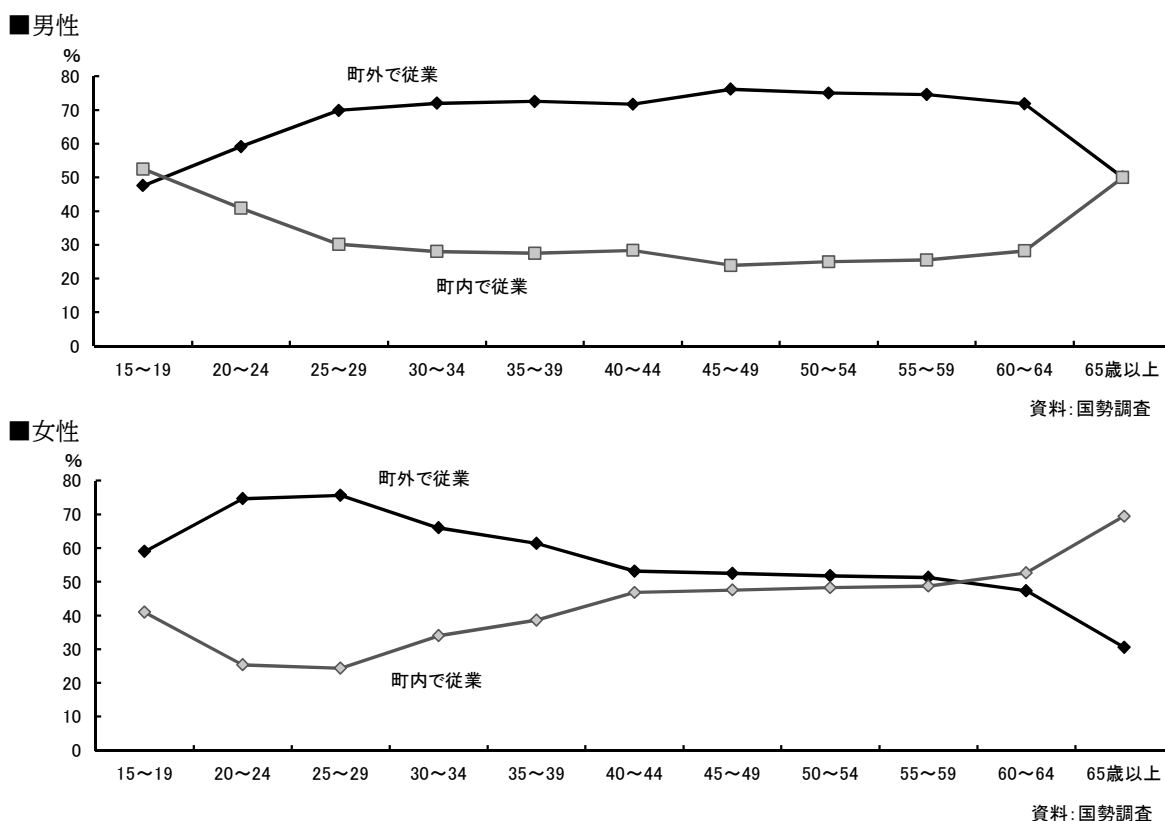


③ 町内・町外従業割合

三芳町に常住する就業者の年齢階級別町外・町内従業割合をみると、男性は25～64歳までの年齢階級で「町外で従業」の割合が7割程度と高くなっています。

女性では、15～39歳までは「町外で従業」の割合が高いものの、40～50歳代では「町外で従業」と「町内で従業」が同水準、65歳以上で「町内で従業」の割合が急激に高くなります。

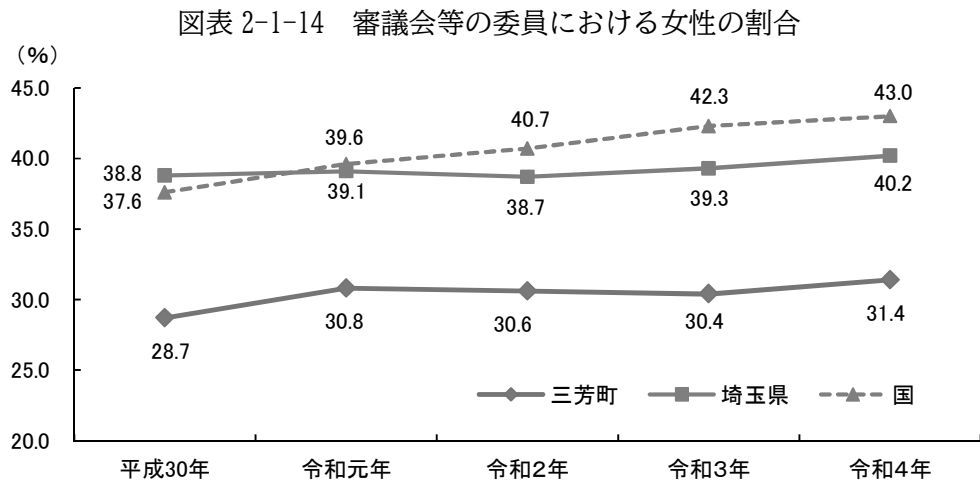
図表 2-1-13 三芳町に常住する就業者の年齢階級別町外・町内従業割合（令和2年）



(5) 審議会や管理職における女性の割合

① 審議会等における女性委員の割合

審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、令和元年以降は30%台で推移しています。



資料：国「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

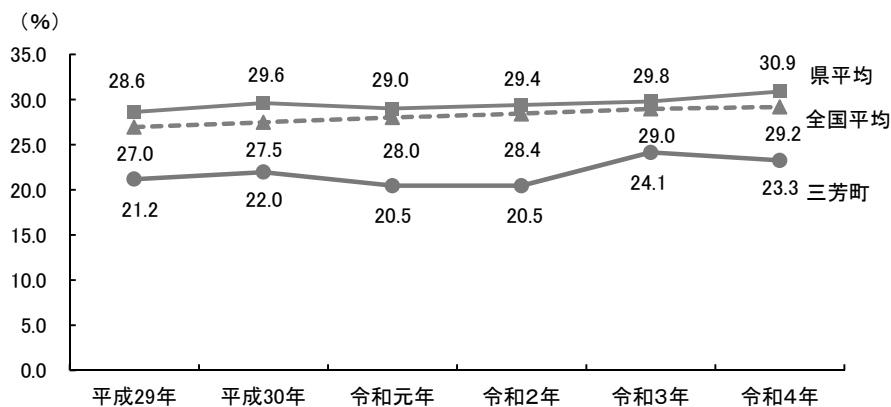
県・町「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

② 役場における女性管理職の登用状況

役場における女性管理職の登用状況をみると、主幹級（係長相当職）以上の役付職員では、一貫して全国平均・県平均を下回り推移しています。

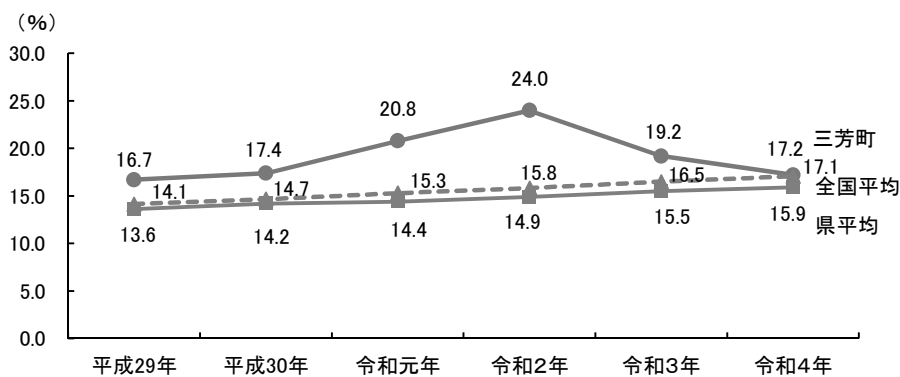
一方で、課長級以上の割合は、全国平均・県平均を上回り、令和2年までは増加傾向にありましたが、以降減少が見られ、令和4年17.2%と、おおむね全国平均と同水準となっています。

図表 2-1-15 役場職員に占める女性管理職（主幹級以上の役付職員）の割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

図表 2-1-16 役場職員に占める女性管理職（課長級以上）の割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

2. 男女共同参画に関する意識の状況

(1) 調査概要

本プランの策定に向け、また、今後の男女共同参画に関する取組の重要な基礎資料とするため、令和4年9月～10月に住民及び事業所を対象としたアンケート調査を実施しました。

① 調査の設計

項目	住民意識調査	事業所アンケート調査
① 調査地域	三芳町全域	
② 調査対象	三芳町在住の18歳以上の住民	三芳町内事業所
③ 標本数	1,000人	200社
④ 抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	町内事業所より無作為抽出
⑤ 調査方法	郵送配付・郵送回収	郵送配付・郵送回収
⑥ 調査期間	令和4年9月16日～10月7日	令和4年9月16日～10月7日
⑦有効回収数(率)	358(35.8%)	66(33.0%)

② 調査項目

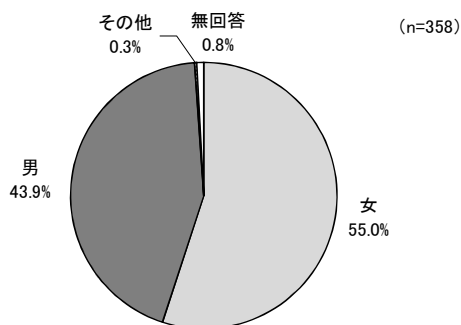
住民意識調査	事業所アンケート調査
<ul style="list-style-type: none"> ◎あなたご自身について(回答者の属性) ◎男女平等意識について ◎家庭生活について(家事・子育て・介護) ◎就業について ◎人権の尊重について ◎地域での社会参画について ◎男女共同参画社会に向けた取組について 	<ul style="list-style-type: none"> ◎現在の事業所の状況について ◎女性の活躍推進について ◎育児休業制度等について ◎介護休業制度について ◎ハラスメントに対する取組について ◎ワーク・ライフ・バランスについて ◎男女共同参画社会づくりについて

(2) 住民意識調査

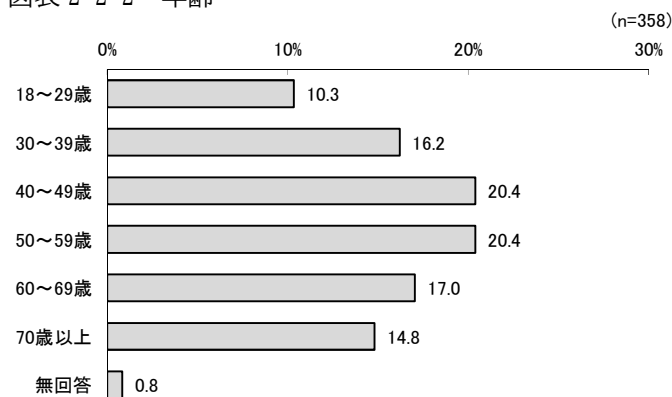
① 回答者の属性

- ◆回答者の性別は、男性が約4割、女性が5割台半ばです。
- ◆年代は、10・20歳代は約1割、30歳代と60～70歳台は1割台半ば、40～50歳代は約2割となっています。

図表 2-2-1 性別

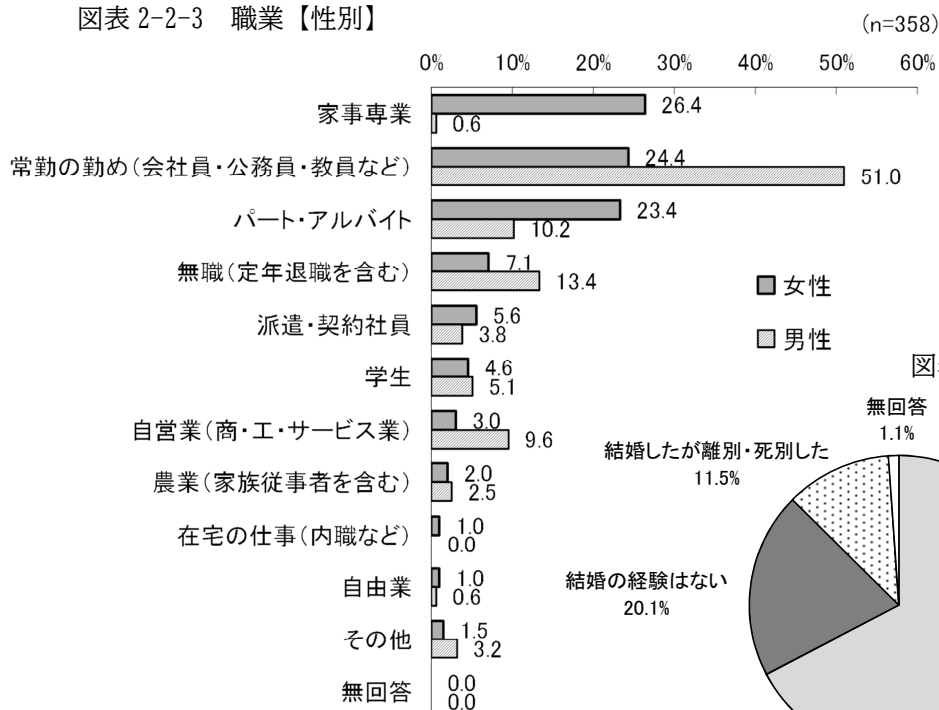


図表 2-2-2 年齢

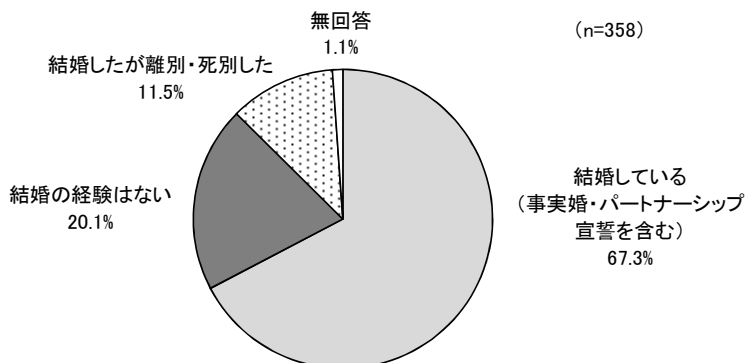


- ◆職業は、常勤の勤めが3割台半ば、パート・アルバイトと家事専業が1割台半ば、無職が約1割となっています。居住年数は、30年以上が3割台半ばとなっています。性別で見ると、女性はパート・アルバイト、家事専業、男性は、正規雇用、無職との回答が多くなっています。
- ◆婚姻状況については、7割弱が結婚していると回答しています。家族構成は、親と未婚の子どもが半数以上を占め、夫婦のみが約2割、ひとり暮らしは1割弱となっています。

図表 2-2-3 職業【性別】



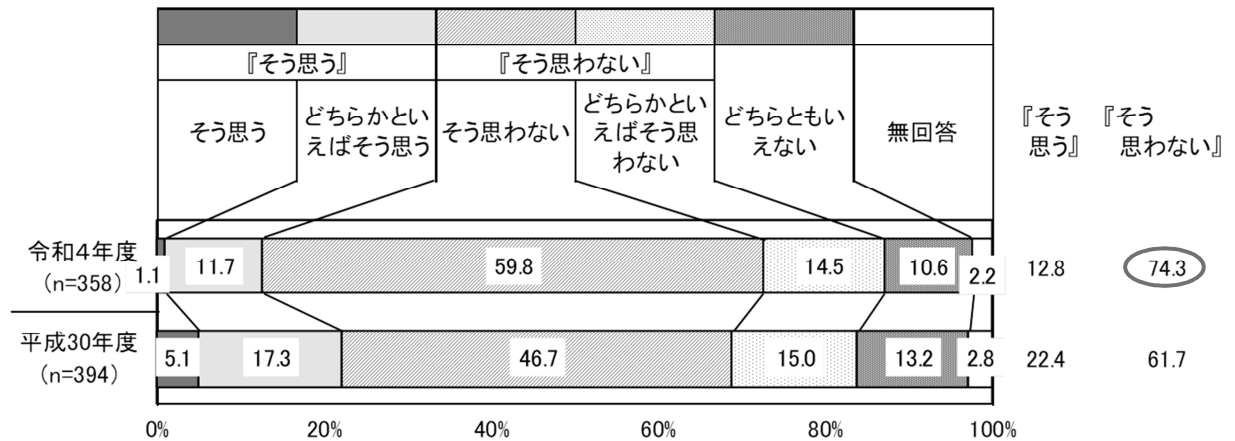
図表 2-2-4 婚姻状況



② 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

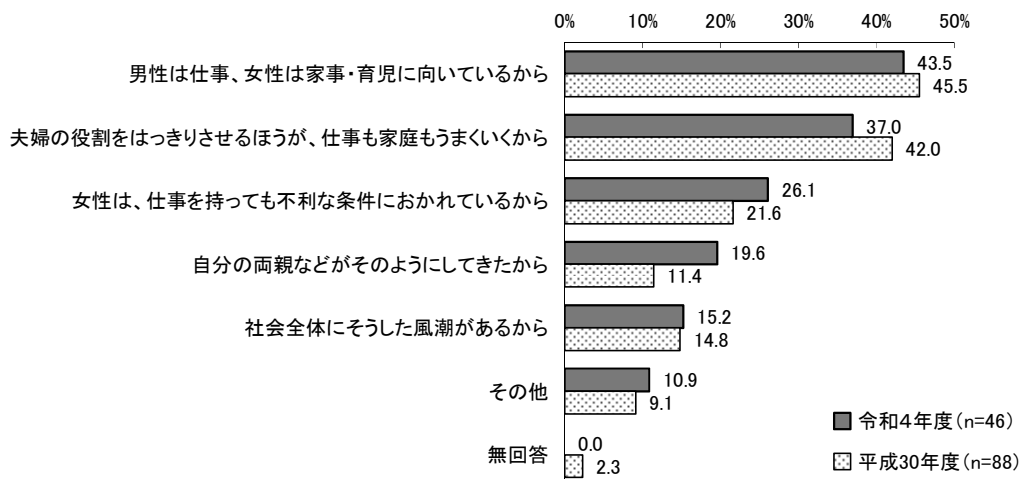
◆男は仕事、女は家庭という考え方について否定的な意見が全体で7割を超えており、特に女性や10・20歳代と40歳代でその傾向が強く見られます。

図表 2-2-5 「男は仕事、女は家庭」という考え方 【経年比較】



◆男は仕事、女は家庭という考え方に肯定的な理由は、男性は仕事、女性は家事・育児に向いているとの回答が4割超、役割をはっきりさせる方が、仕事も家庭もうまくいくからの回答が3割台後半となっています。

図表 2-2-6 「男は仕事、女は家庭」という考え方に肯定的な理由 【経年比較】



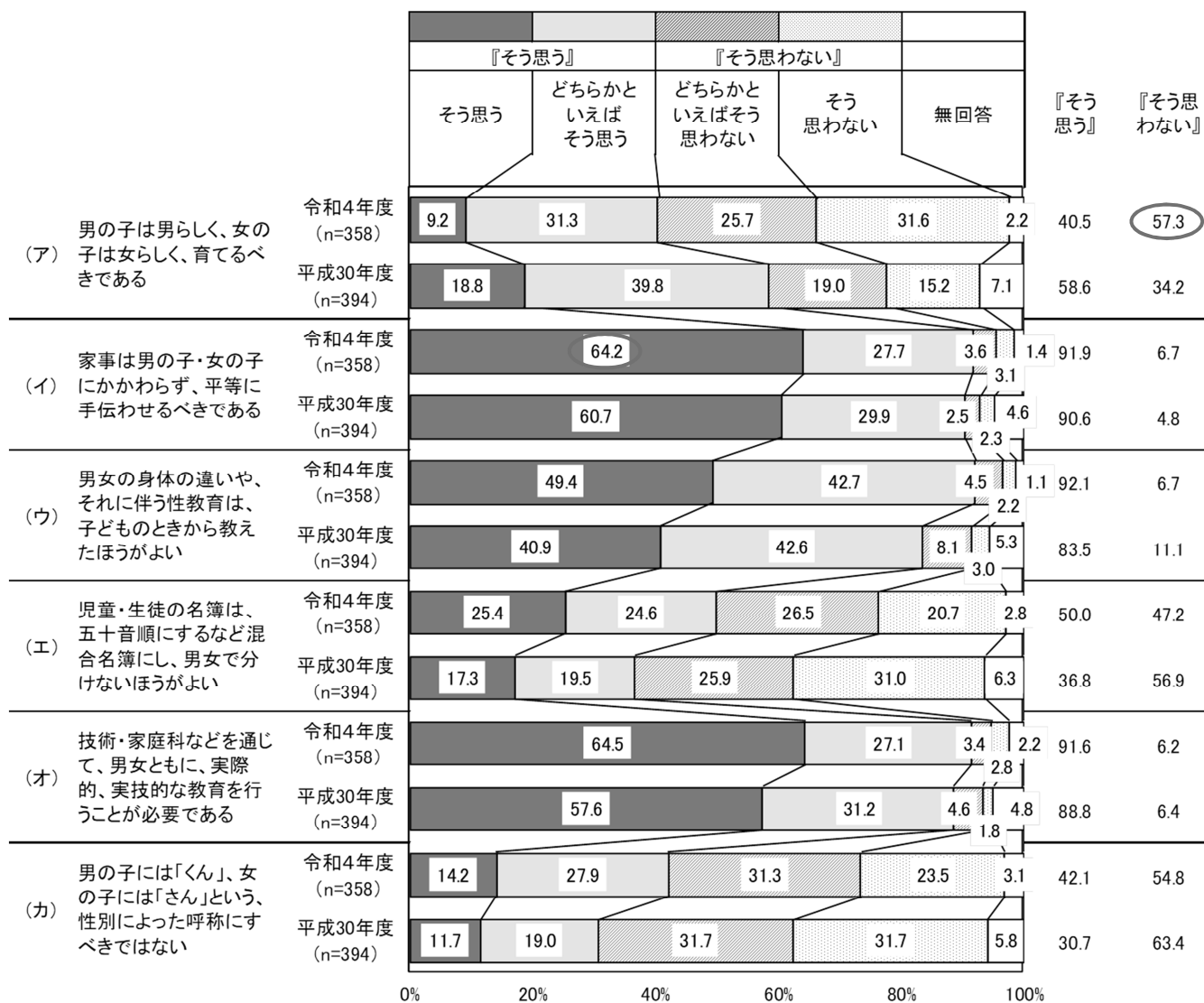
※ 「男は仕事、女は家庭」という考え方 ＝固定的な性別役割分担意識

男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことで、職場においては「男性は主要な業務、女性は補助的業務」といった固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている例

③ 子育てや教育に関する考え方について

- ◆子育てや教育に関して、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきである」は、『そう思わない』という否定的な意見が前回調査に比べ大きく増加しています。
- ◆性別に関わらず家事を手伝わせるべきとの回答と、性別に関わらず技術・家庭科の教育を行い、実際に役立つよう教育するべきとの回答がそれぞれ6割台を超えています。

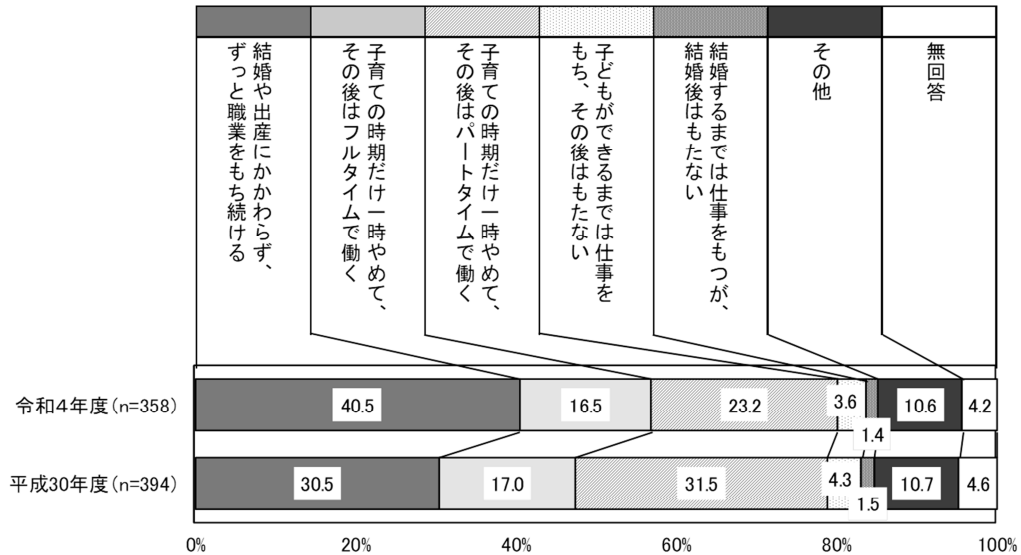
図表 2-2-7 子育てや教育に関する考え方 【経年比較】



④ 女性の働き方や就労について

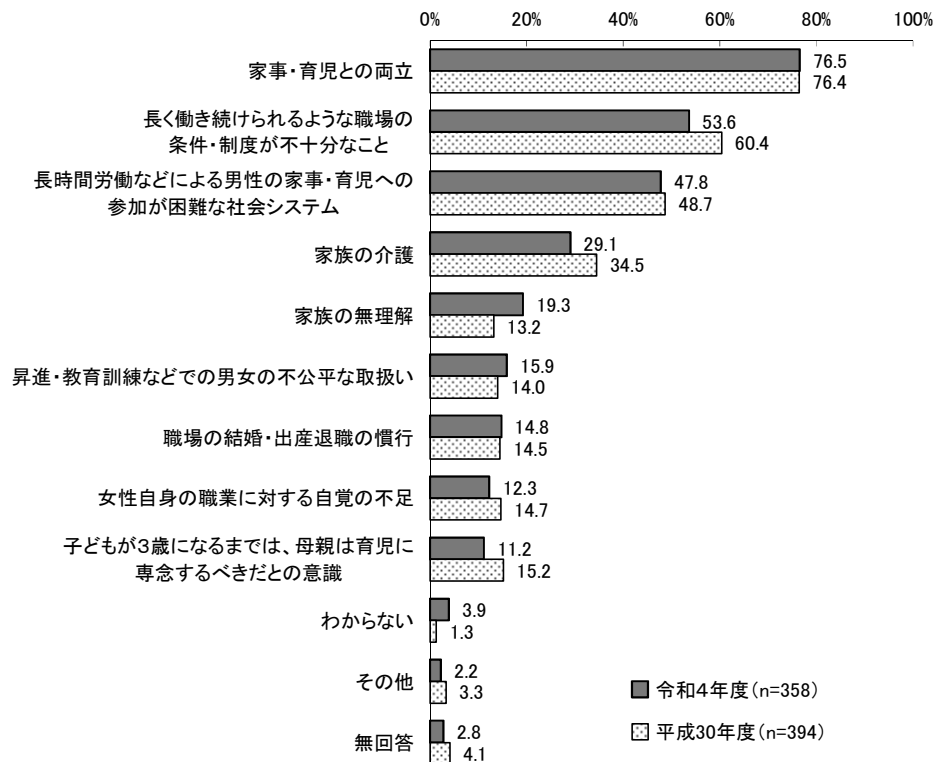
◆女性の働き方については、結婚や出産にかかわらずずっと仕事を続けるが約4割と、就労継続意向が前回調査よりも増加しています。次いで、子育ての時期だけ仕事を辞め、その後にパートタイムで働くが2割強となっています。

図表 2-2-8 女性の働き方について 【経年比較】



◆女性が長く働き続けることを困難にしている理由は、家事・育児との両立が7割台半ば、職場の条件や制度が不十分の回答が5割強となっています。

図表 2-2-9 女性が長く働き続けることを困難にしている理由 【経年比較】

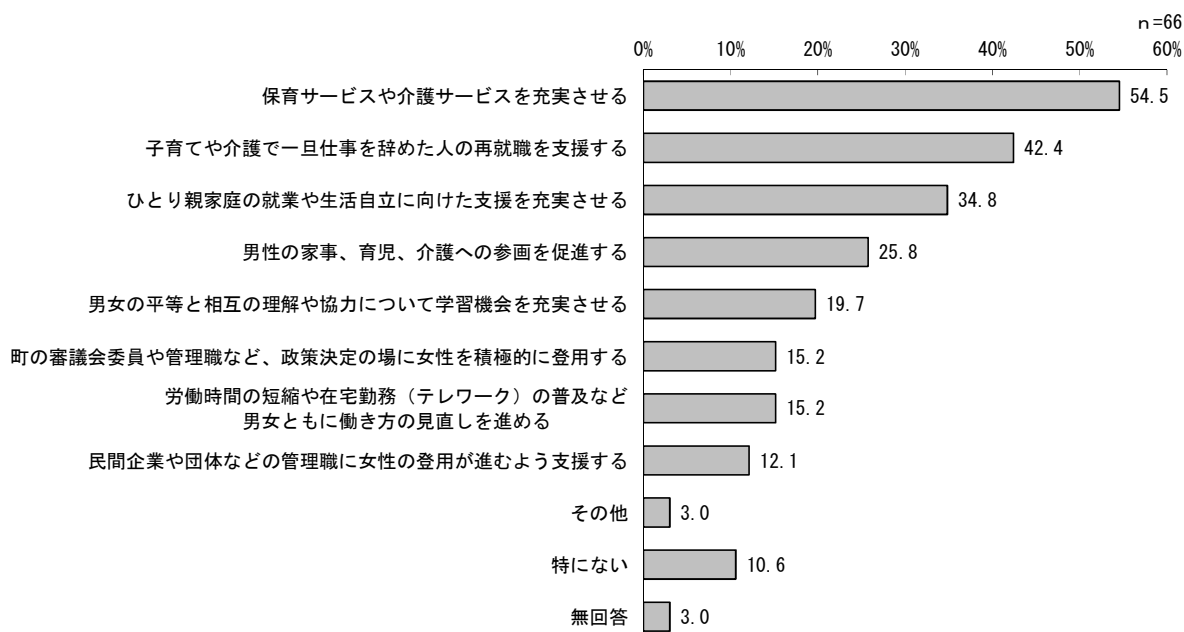


(3) 事業所アンケート調査

① 三芳町に期待する取組

○三芳町が今後力をいれていくべきことについては、保育・介護サービスの充実が5割台、子育てや介護で仕事を辞めた人の再就職支援が約4割、ひとり親家庭への支援が3割台半ばとなっています。

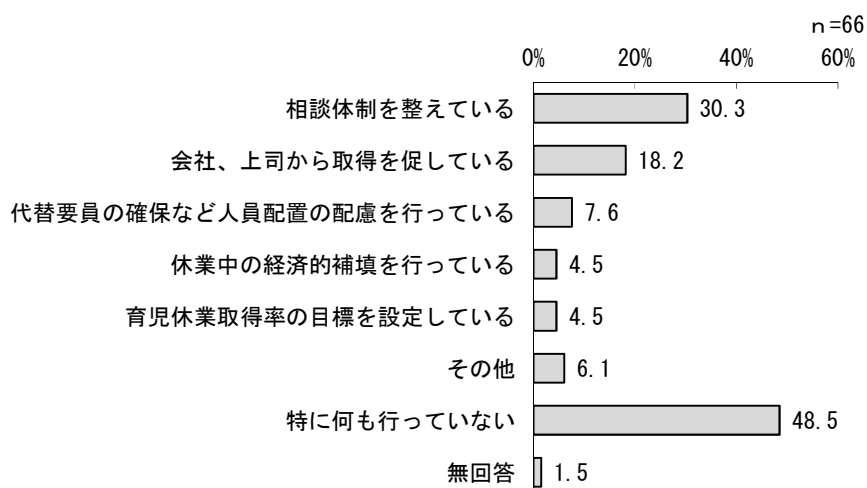
図表 2-2-10 町が今後力をいれていくべきこと



② 男性従業員の育児休業取得について

○男性の育児休業取得促進のための方策としては、相談体制を整えているが約3割、会社や上司から取得を促しているは2割弱となっています。一方で、特に何も行っていないとの回答も約半数を占めています。

図表 2-2-11 男性従業員の育児休業取得促進のための方策



3. 前プランにおける主な取組と今後の課題

基本目標Ⅰ 誰もが共に参加できるまちづくり

【主要課題1 地域における男女共同参画の推進】

- 各課の実施する各種講演会や講座において、一時保育や手話通訳等の実施により誰でも気兼ねなく、あらゆる立場の人が参画・参加できる配慮を行いました。
- 各課で協働している各種団体に対し、性別や年代に関わらず参加しやすい環境づくりや情報提供などを行いました。
- 男女という2つの性別に限らずLGBTQ+※4等のより幅広い話題について協議できるよう、令和2年4月より三芳町男女共同参画等推進会議に会議の名称を変更しました。男女共同参画週間におけるパネル展の企画・運営等の事業を町と推進会議の協働で実施しました。
- 令和3年度に三芳町パートナーシップ宣誓制度を開始し、令和4年度には性の多様性に関する情報発信や啓発活動を行いました。
- 多文化共生の観点から、NPO等の民間団体と連携し、在住外国人に対する生活相談支援を行いました。
- 地域連携避難訓練において、女性消防団員も参画した訓練を町全体で実施しました。
- 町の災害対策に住民の意見を反映させる地域防災検討委員として、女性消防団員を任命し、女性の参画を図っています。
- 避難所運営については、性別の違いやプライバシーに配慮し、避難所のゾーニング等の検討を行いました。

【主要課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進】

- 各課が所管する審議会において、女性委員の登用を促進し、町全体では令和3年度と令和4年度は女性委員比率30%を達成しています。
- 町職員における女性管理職割合については、目標の30%を達成していません。

今後の取組の方向性や課題

- 所管する関係団体への男女共同参画の視点からの情報提供の強化や内容の見直し
- 三芳町パートナーシップ宣誓制度の一層の周知と性の多様性に関する正しい理解に向けた情報提供
- 女性消防団員の活動への理解と活性化の支援と各指定避難所における男女共同参画の視点に立った運営訓練の実施
- 全庁的な取組による町の審議会等委員への女性登用の一層の促進
- 町職員における女性管理職割合の目標の達成に向けた取組の強化

※4 **LGBTQ+**：性的マイノリティの総称の一つ。「Lesbian（レズビアン）」「Gay（ゲイ）」「Bisexual（バイセクシュアル）」「Trans-gender（トランスジェンダー）」「Queer/Questioning（クィア/クエスチョニング）」、最後の「+」は、性は多様であり、上記以外にも多くの性のあり方があることから、包括的な意味を持たせるために付くもの。

基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり

【主要課題1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進】

- 町内事業所における男女共同参画に関する取組状況について実態を把握し、施策を推進する上での基礎資料とすることを目的に、事業所アンケート調査を実施しました。
- 男女共同参画の視点に立った職場環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスに関する国の取組等について町ホームページへの掲載やリーフレットの配布等により情報提供を行いました。
- 女性の就労・再就職支援を目的として、県と共催で在宅ワークに関するセミナーを実施しました。
- 医療的ケア児の受入体制の構築、待機児童解消に向けた既存幼稚園の幼保連携型こども園への移行、第3子の保育料無償化等、保育施策や子育て支援サービスの充実を図りました。
- オンラインを活用しながら父親を対象とした調理実習や父と子で参加する子育て講座の開催等、父親が積極的に家事・育児等に参加できる啓発活動を推進しました。

【主要課題2 生涯を通じた健康支援】

- 性の重要性について正しい理解を深めるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※⁵について町ホームページにて啓発を行っています。
- 介護予防への男性の参加を促進するため周知や情報提供の方法を工夫し、男性参加者の割合は、令和2年度15%から令和4年度26%まで向上しました。
- 町独自で乳がん検診の無料クーポンを発行し、女性特有の疾病を早期に発見するための各種検診の受診率向上に努めています。
- 特定健康診査とがん検診のお知らせを同封して発送することで、わかりやすい健（検）診の実施に努めています。
- 子どもの預かりを実施する「ママのための健康診断」については、感染予防の観点から一時中断をしています。

【主要課題3 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進】

- DVの防止と根絶に向けて、男女共同参画情報誌まなざしの誌面にて相談先等の情報提供を行いました。
- デートDV※⁶の防止と根絶に向けて、二十歳のつどい（旧成人式）等の際に参加者に対して、情報提供を行いました。

※5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康を享受する権利のこと。自分たちの子どもの数、出産感間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利。

※6 デートDV：若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

- いじめ・暴力・差別を許さない力を身に付けるため「人権感覚育成プログラム」等の体験型の学習を取り入れています。
- 関係各課と連携を図るため、DV対策庁内連絡会議を開催しました。会議の際には女性相談の相談員を講師に招き、最近の相談の傾向や、対応に関する研修も行い、職員の対応力向上を図っています。
- DV被害者の安全を確保するために、支援対象者の情報管理を徹底するため、関係職員との正確な情報の共有を図っています。
- 女性相談について広報にて毎号掲載の他、男女共同参画情報誌「まなざし」にて年一回周知を図っています。

今後の取組の方向性や課題
<ul style="list-style-type: none"> ●事業所に対するワーク・ライフ・バランスに関する情報提供方法の検討 ●県や商工会、労働関係機関等と連携した積極的な意識啓発と情報提供の推進 ●第3期三芳町子ども・子育て支援事業計画に基づく、保育施策及び子育て支援サービスのさらなる充実 ●感染予防対策と両立した女性特有の疾病の早期発見に向けた健（検）診のあり方の検討 ●DV被害者が相談しやすい体制づくりや職員の資質向上に向けた取組、庁内各課及び関係機関との連携強化と自立に向けた支援

基本目標Ⅲ 男女平等の意識づくり

【主要課題1 性別による固定的役割分担意識の解消と意識改革】

- 男女共同参画等推進会議との協働により、毎年度「ヒューマンフェスタ（共に生きる女と男のセミナー）」を開催するとともに、男女共同参画の啓発や情報提供のため、情報誌まなざしを発行しました。
- 年1回図書館内に特別コーナーを設置し、男女共同参画の所管課と協力しながら、関連する書籍や資料の充実に努めています。
- 庁内各課において、性別による役割分担を行うことなく、個人が活躍できる環境を整えながら、各担当業務を推進しています。
- 三芳町在住の18歳以上の住民1,000人を対象に男女共同参画に関する意識や実態の把握を行い、施策の推進する上での基礎資料とすることを目的に、住民意識調査を実施しました。

【主要課題2 男女平等教育の推進】

- 児童生徒の発達や人間関係の把握を行いながら、個に応じた指導方法の工夫や改善に努めています。
- 学校や保育所などで男女平等教育を推進するため、県の開催する人権保育研修や広域で行われる人権教育研修に教職員・保育士等が参加しています。
- 家庭教育学級や家庭教育講演会、親の学習等の催しを、保護者が参加しやすい日程で調整を行っています。講義内容についても、男女平等や、多様な家族のあり方等についての内容を盛り込むことで、男女共同参画の浸透を図っています。
- With You さいたまで実施される各講演会や研修について、庁舎内男女共同参画コーナーや総務課窓口等で情報提供を行いました。

今後の取組の方向性や課題

- 男女共同参画等推進会議と協働した、住民の多様なあり方に即した企画や運営の推進
- コミュニティスクール等の機能の充実により、男女平等教育の趣旨やねらいについて家庭や地域が一丸となった取組の推進
- 高齢大学をはじめとする生涯学習講座への男女共同参画の視点の効果的な組入れの検討

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

男女共同参画社会とは、誰もが互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

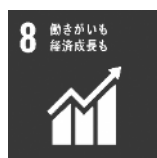
この男女共同参画社会を実現するためには、住民をはじめ、事業者、町民団体など、様々な主体の連携と協力が欠かせません。また、家族をはじめ、自らを取り巻く周囲の人を思いやり、相手の立場に立ち、理解し合うことが重要です。

三芳町では「みんなたいせつ みんなしあわせ みんなでつくる みよしまち」を基本理念に掲げ、すべての人の人権が尊重され、人権を侵害するあらゆる暴力を根絶し、家庭・職場・地域など様々な分野において、誰もが自分らしく活躍できるジェンダー平等・男女共同参画社会の実現を目指します。

みんなたいせつ みんなしあわせ みんなでつくる
みよしまち

また、持続可能な開発目標<SDGs>では、17ある目標のうち「5.ジェンダー平等を実現しよう」が男女共同参画社会の実現に関連する目標となっています。

そのほか、「8.働きがいも経済成長も」「10.人や国の不平等をなくそう」「16.平和と公正をすべての人に」についても本プランに関わりの深い目標となっています。



2. 基本目標

本プランでは、男女共同参画社会の実現を目指し、基本理念を達成するため、次の3つの基本目標に基づいて施策を展開します。

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識づくり

性別にかかわらず、すべての人がともにお互いを認め合い、尊重し合う意識を持つとともに、性別による役割分担意識や無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）※7の解消に向けて、多様な世代や立場の人に対し、男女共同参画についての理解や認識が深まるよう、意識づくりを推進します。

また、令和3年4月より開始した「三芳町パートナーシップ宣誓制度」の周知を図るとともに、性の多様性に関する正しい理解に向けた情報発信を行います。

人権尊重を基本に、児童生徒一人ひとりの個性や能力を尊重した教育の推進、家庭や地域における学習機会の充実に努めます。

【主要課題】

- 1 性別による固定的役割分担意識の解消や性の多様性への理解の促進
- 2 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育の推進

基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと活躍できる環境づくり

三芳町女性活躍推進計画

急速な少子高齢化や人口減少が進む中で、今後も豊かで活力ある持続可能な社会を維持するためには、性別や年齢を問わず子育てや介護をしながら働き続けられる環境づくりが必要です。

また、国は指導的地位に女性が占める割合を3割にすることを目標に掲げていますが、多様な視点を行政運営や経営に活かすためにも、政策・方針決定過程の場への女性の参画を促進することが重要となっています。

働く場においては、住民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現や男女ともに働きやすい環境の整備に向けて、多様な働き方やハラスメントの防止等について町内事業所に向けた情報提供と啓発に努めます。

【主要課題】

- 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
- 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

※7 無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）：自分自身は気づいていない「ものの見方や捉え方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれる。

基本目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり

(仮称) 三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

男女共同参画社会の実現は、すべての人が安心して暮らせる社会の実現につながります。女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。また、近年では、男性に対する性暴力・性被害についても大きな問題となっています。

あらゆる暴力の根絶に向けては、DVや暴力に関する正しい知識の普及に努めるとともに、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、適切な支援につながるができるよう、相談体制の充実や安全の確保に取り組みます。

また、ひとり親家庭や生活に困窮した人、外国籍住民、高齢や障害などにより生活上の困難を抱える方を支援し、すべての人が生涯にわたり健康で、安全安心に暮らせるまちづくりを推進します。

【主要課題】

- 1 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進
- 2 安全安心な地域づくりの推進
- 3 誰もが安心して健康に暮らせる支援体制の推進

三芳町DV防止基本計画

3. 施策の体系

基本目標		主要課題		主要施策
Ⅰ ジェンダー平等の 実現に向けた 意識づくり	1	性別による固定的役割分担意識の解消や性の多様性への理解の促進	①	ジェンダー平等・男女共同参画意識の普及啓発
	2	人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育の推進	①	学校や家庭、地域における男女平等教育の推進
Ⅱ 誰もがいきいきと 活躍できる 環境づくり 三芳町女性活躍 推進計画	1	政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	①	まちづくりや地域活動における女性の参画促進
			②	庁内における女性職員の参画推進
	2	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	①	誰もが働きやすい環境づくりの促進
			②	仕事と家庭生活の両立支援
Ⅲ 安全安心に暮らせる まちづくり (仮称)三芳町 困難な問題を 抱える女性 支援に関する 基本計画	1	配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進 三芳町DV防止基本計画	①	あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり
			②	DV被害者の保護と自立に向けた支援
	2	安全安心な地域づくりの推進	①	男女共同参画の視点に立った防災・防犯のまちづくり
	3	誰もが安心して健康に暮らせる支援体制の推進	①	すべての人が安心して暮らし続けるための支援
			②	生涯を通じた健康への支援

第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識づくり

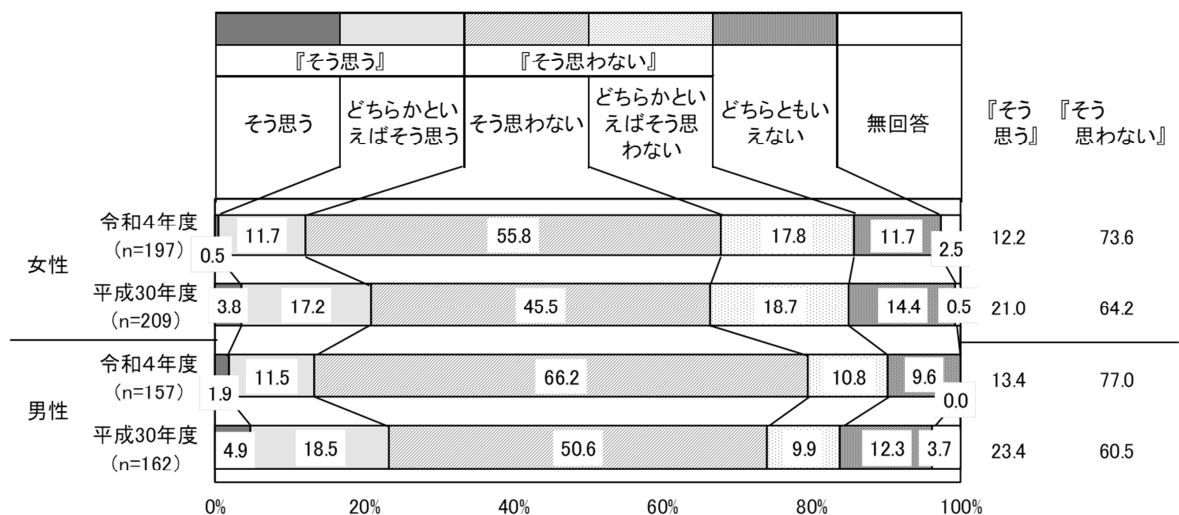
主要課題Ⅰ 性別による固定的役割分担意識の解消や性の多様性への理解の促進

【現状と課題】

- ◆ 住民意識調査（令和4年度）では、「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別役割分担意識）について、否定的な意見が全体で7割を超えています。前回調査（平成30年度）と性別の回答を比較すると、否定的な意見は男性で女性を上回る値となっているなど、男性においても意識の是正が進みつつあることがうかがえます。

また、男女共同参画に関する用語等の認知度について「内容を知っている」との回答は、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法律や「LGBTQ+、セクシュアルマイノリティ」「ジェンダー(社会的・文化的につくられた性別)」などの用語で4割を超えています。一方で、町の取組については、いずれも1割を下回ります。

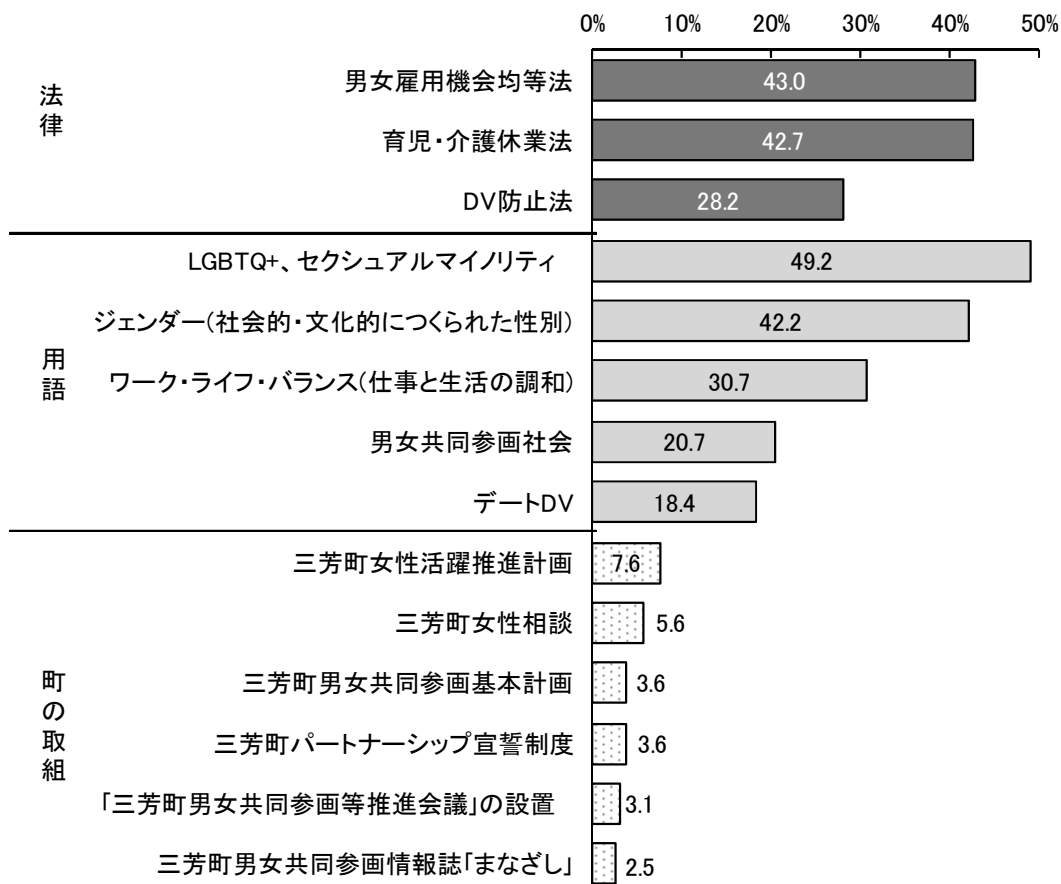
図表 4-1-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について 【性別／経年比較】



- ◆ 町と男女共同参画等推進会議との協働により推進してきたプランや各種の事業について、住民への周知が思うように進んでいない状況がうかがえることから、時代に合った効果的な手法により、広報・情報発信を強化する必要があります。

*本章における資料の出典は特別な記載がない場合、令和4年度実施の住民意識調査によるものです。

図表 4-1-2 男女共同参画に関する用語等の認知度（「内容を知っている」割合）



- ◆ 三芳町では、一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指し、令和3年4月より「三芳町パートナーシップ宣誓制度」を開始しています。
しかし住民意識調査によると、同制度の「内容を知っている」と回答した方の割合はわずかに3.6%であるなど、制度の周知が課題となっています。
併せて、性の多様性に関する正しい理解を深めるための情報発信が必要です。
- ◆ 性別にかかわらず、誰もが個人として尊重され、多様性を認め合い、支え合う「男女共同参画社会」と「ジェンダー平等」の実現に向け、住民一人ひとりの理解や認識が深まるよう、様々な場面や世代を対象とした意識づくりを推進します。

■主要施策① ジェンダー平等・男女共同参画意識の普及啓発

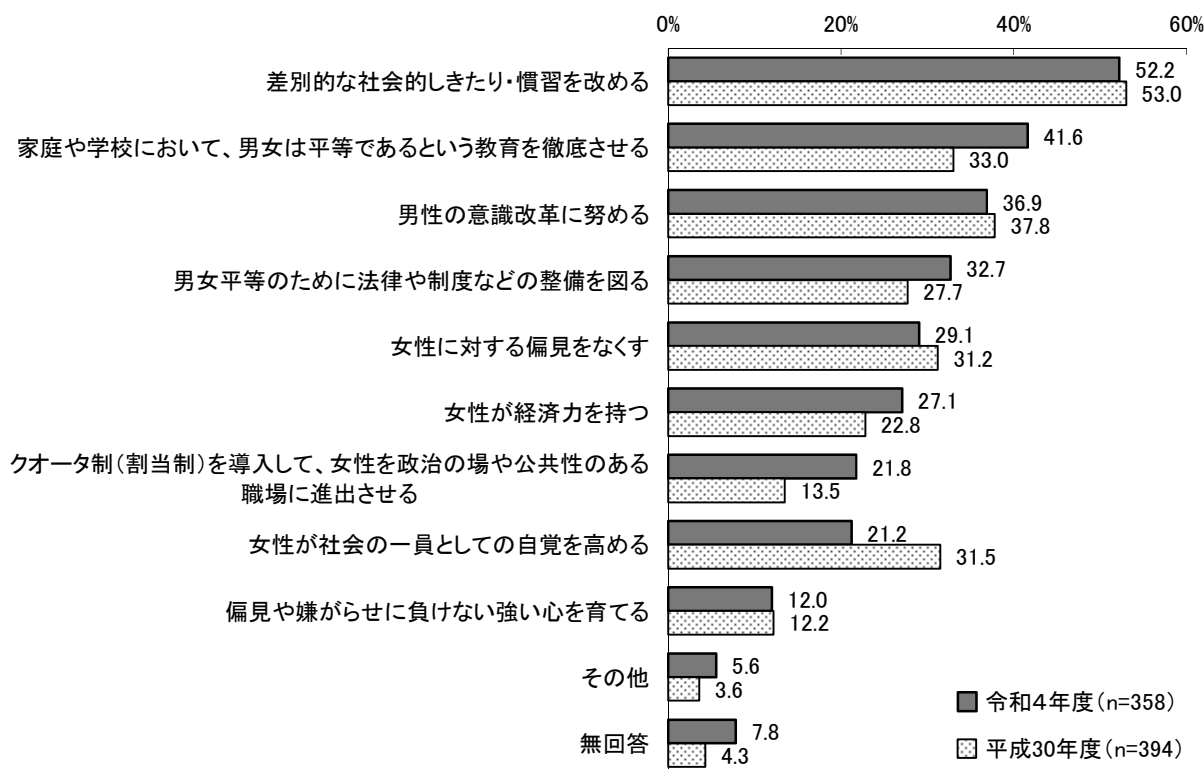
取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
1	三芳町男女共同参画等推進会議との協働による男女共同参画への理解を深めるための意識啓発や情報発信	<p>三芳町男女共同参画等推進会議との協働により、三芳町における男女共同参画に関する理解を深めるための啓発や情報発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ヒューマンフェスタ（共に生きる女と男のセミナー）」の開催（年1回） ●男女共同参画週間におけるパネル展の企画・運営 ●男女共同参画情報誌「まなざし」の発行（年1回） 	<p>総務課 社会教育課</p>
2	多様なメディアを活用した男女共同参画に関する情報発信	<p>多様なメディアを活用して、ジェンダー平等、男女共同参画への理解を深めるために役立つ様々な情報を発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●広報や町ホームページを通じた情報発信（随時） ●男女共同参画図書の収集と特集コーナーの設置（随時） ●男女共同参画啓発資料の作成及び配布（随時） 	<p>総務課 図書館</p>
3	三芳町パートナーシップ宣誓制度の周知と性の多様性に関する理解の促進	<p>双方または一方が性的マイノリティであるカップルが生活する上での負担を軽減し、生活の安心につながることを目指し制定した「三芳町パートナーシップ宣誓制度」について、必要とする人が利用できるよう、制度の周知を徹底します。また、性の多様性（LGBTQ+、SOGI等）に関する正しい理解に向けた情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「三芳町パートナーシップ宣誓制度」の運用と周知 ●性的マイノリティへの理解を深める情報発信 	<p>総務課</p>

主要課題2 人権の尊重と男女共同参画の視点に立った教育の推進

【現状と課題】

- ◆ 将来における男女共同参画を進め、性別に関わらず、個性や能力を發揮できる社会を実現するためには、次代を担う子どもたちの、幼少期から適切な人権意識やジェンダー平等の意識を育むため、発達段階に応じた教育、学習が重要です。
- ◆ 住民意識調査では、「男の子は男らしく、女の子は女らしく、育てるべきである」という考え方について、前回調査（平成30年度）と比較すると、全体では否定的な意見が20ポイント以上増加しています。
また、男女共同参画社会の実現に向けて必要なこととして、「差別的な社会的しきたり・慣習を改める」52.2%に次いで「家庭や学校において、男女は平等であるという教育を徹底させる」が41.6%と多くあげられており、前回調査と比較しても、その割合が大きく増加しています。
- ◆ 学校や保育所等、家庭においては、指導する立場にある教職員や保育士、保護者に対して性別役割分担意識の是正やジェンダー平等の意識を高める取組を進めることも大切です。
- ◆ 家庭、職場、学校・保育、地域など様々な場面において、男女共同参画の視点に基づいた教育や学習を推進するとともに、生涯にわたって男女共同参画に関する学習の機会の提供を推進します。

図表 4-1-3 男女共同参画の実現に向けて必要なこと 【経年比較】



■主要施策① 学校や家庭、地域における男女平等教育の推進

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
4	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	<p>児童生徒が、性別にとらわれず、お互いの個性や人権を尊重する考え方を身に付けることができるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。</p> <p>また、子どもたちの発達段階に合わせた性教育を行うとともに、学校や家庭・地域が連携して生命を大切にすることを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●性別にとらわれない進路指導・キャリア教育の充実 (中学生社会体験チャレンジ事業での職場体験) ●性の多様性をはじめとした人権教育の充実 ●LGBTQ+の児童生徒に対する配慮と支援 ●学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育の実施 	学校教育課 教育センター
5	教職員・保育士等の男女平等意識の向上	<p>教職員・保育士等の男女平等に関する意識の高揚と指導力の向上を図り、学校教育の場や保育所で実践していくために、男女平等教育や人権教育の研修等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教職員に対する研修会の実施 ●保育士に対する研修会の実施(年1回) ●民間保育施設・幼稚園等への啓発(随時) 	学校教育課 こども支援課 保育所 総務課
6	保護者への啓発・情報発信	<p>児童や生徒にとって最も身近な存在である保護者を対象に、家庭での男女共同参画について啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童版プランの配布 ●家庭教育学級(年1回以上) ●親の学習講座(年1回以上) ●家庭教育宣言の普及啓発 	総務課 社会教育課
7	男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	<p>子どもから大人まで、性別にとらわれず心豊かで生きがいのある人生が送れるよう、男女共同参画に触れるきっかけとなるような学習機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子ども大学や高齢大学における学習内容の検討 ●With You さいたま等で開催される学習会、講演会等の情報提供(随時) 	総務課 公民館
8	誰もが学習に参加しやすくなるための配慮や支援	<p>庁内各課で開催する対象者の設定がない講座や講演会等において、年齢や性別、子どもや障がいの有無に関わらず、誰もが参加できるよう配慮や支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●講演会や講座等の各種事業の開催に際しての配慮(随時) 	関係各課

〈推進指標〉

指標	町の現状値 (令和4年度)	町の目標 (令和13年度)
固定的な性別役割分担意識に否定的な意見をもつ人 (「そう思わない」と「どちらかといえばそう思 わない」の合計割合)の増加	74.3%	80%
三芳町パートナーシップ宣誓制度の認知度 (「内容を知っている」人の割合)の向上	3.6%	10%
家庭教育学級の男性参加率の増加	4.3% (令和元年度)	10%

基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと活躍できる環境づくり

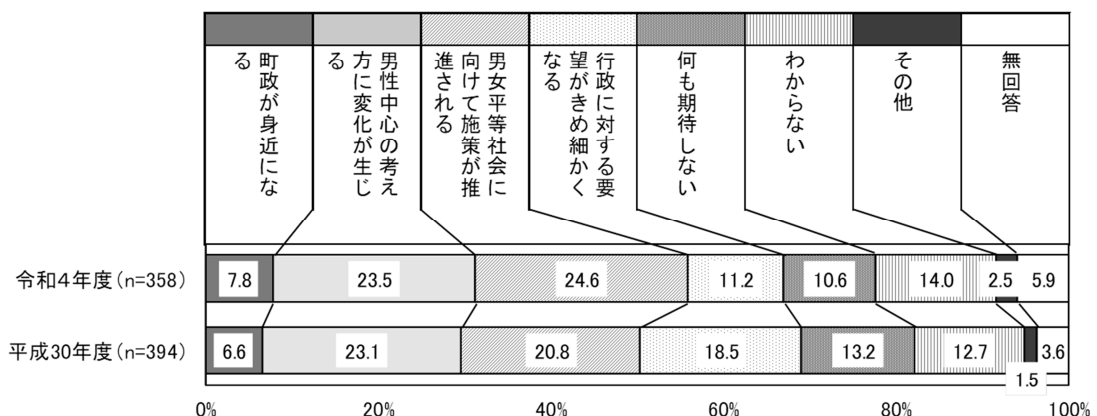
三芳町女性活躍推進計画

主要課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

【現状と課題】

- ◆ 国は平成15(2003)年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、男女共同参画政策を推進してきましたが、現在においてもその目標は達成できておらず、特に政治・経済分野における取組の遅れが指摘されるなど、政策・方針決定過程における女性の参画は、今なお大きな課題となっています。
- ◆ 三芳町における各種審議会等の女性委員登用状況は、令和元年以降3割を超えており、令和4年31.4%となっています。前プラン策定時に目標とした女性委員比率30%は達成しているものの、今後も継続して審議会等への女性の参画を推進する必要があります。
- ◆ 区長(行政連絡区長)に占める女性の割合は、令和4年度においては14名中1名(7.1%)であり、前プラン策定時から変化が見られません。地域役員等の要職についても、その多くを男性が占める状況が続いています。
- ◆ 庁内における女性管理職の登用状況は、前プラン策定以降2割前半で推移し、令和4年度23.3%(主幹級以上)であり、前プラン策定時に目標とした女性管理職登用の割合30%を達成していません。
- ◆ 住民意識調査においては、政策・方針決定の場への女性の参画により「男女平等社会に向けて施策が推進される」「男性中心の考え方に変化が生じる」ことが期待されています。

図表4-2-1 政策・方針決定の場への女性の参画について 【経年比較】



- ◆ 男女共同参画社会の実現と持続可能な地域の発展のためには、社会のあらゆる分野で男女が対等に参画し、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要となります。男女が対等かつ均等に幅広い分野で活躍することができるよう、引き続き政策・方針を決定する場への女性参画を一層促進します。また、町における女性管理職登用の促進に向けて、人材育成に努めるとともに、男女ともに働きやすい職場環境を推進します。

■主要施策① まちづくりや地域活動における女性の参画促進

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
9	審議会等への女性委員の登用促進	審議会等への女性委員の登用を促進し、性別に偏りのない審議会・委員会等の運営を推進するとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	総務課 関係各課
		<ul style="list-style-type: none"> ●各主管課に対する審議会等の女性委員登用についての調査及び登用促進の働きかけ ●性別に偏りのない審議会運営の推進 	
10	地域活動における啓発の推進	多様な年代の男女がともに参画し、多様な意見が地域活動に反映されるよう、自治会やボランティア等の女性参画促進を目指し、男女共同参画に関する啓発及び情報提供を行います。	総務課 関係各課
		<ul style="list-style-type: none"> ●各種団体に対する男女共同参画に関する啓発や情報発信（随時） ●各種団体役員への女性登用の促進 	

■主要施策② 庁内における女性職員の参画推進

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
11	女性管理職登用のための意識啓発と人材育成	各種セミナーや研修の機会を積極的に提供し、入庁後の早い段階から女性職員のキャリア育成に取り組みます。また、職員が仕事と家庭の両立を図りながら、目標を持ってキャリアアップを目指せるよう、働きやすい環境づくりを推進します。	総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性キャリア研修等の情報提供と参加促進 ●特定事業主行動計画の推進（女性職員の活躍推進） 	

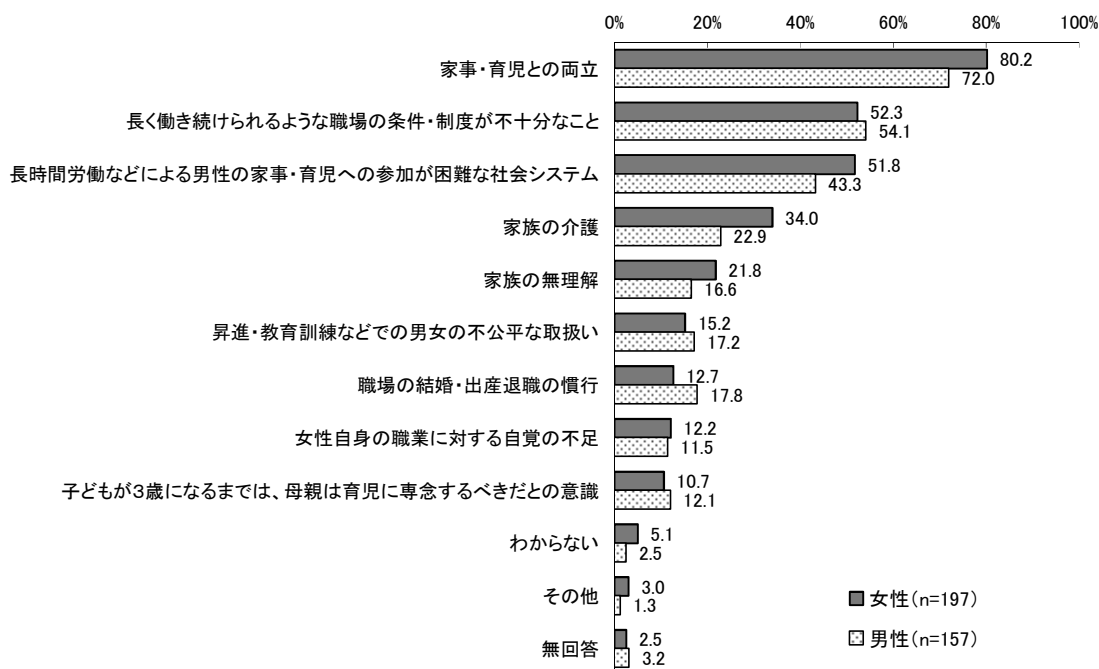
【現状と課題】

- ◆ ワーク・ライフ・バランスの推進は、住民一人ひとりのやりがい・充実感を高めることや、企業における生産性の向上の観点はもとより、女性や高齢者等の多様な人材の活躍につながり、社会全体の持続可能性を高める上でも極めて重要です。その実現には、性別に関わらず働きやすい就業環境の整備や、仕事と家庭の両立に向けた保育・介護サービス等の支援が不可欠です。
- ◆ 女性の雇用について、かつて女性の労働力率は全国的に、子育て世代である20歳代後半から30歳代前半を底とする「M字カーブ」を描いていたことが知られていました。現在は解消に向かいつつあり、三芳町においても、経年で見ると同様の傾向が見られます。しかし、出産を契機に女性が非正規雇用化する、いわゆる「L字カーブ」の問題や男女間の賃金格差等が課題となっています。
- ◆ 住民意識調査では、家庭生活（家事・子育て・介護等）を積極的に行うために必要なことについて、男女ともに「企業等が男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境を整える」との回答が特に多くなっています。

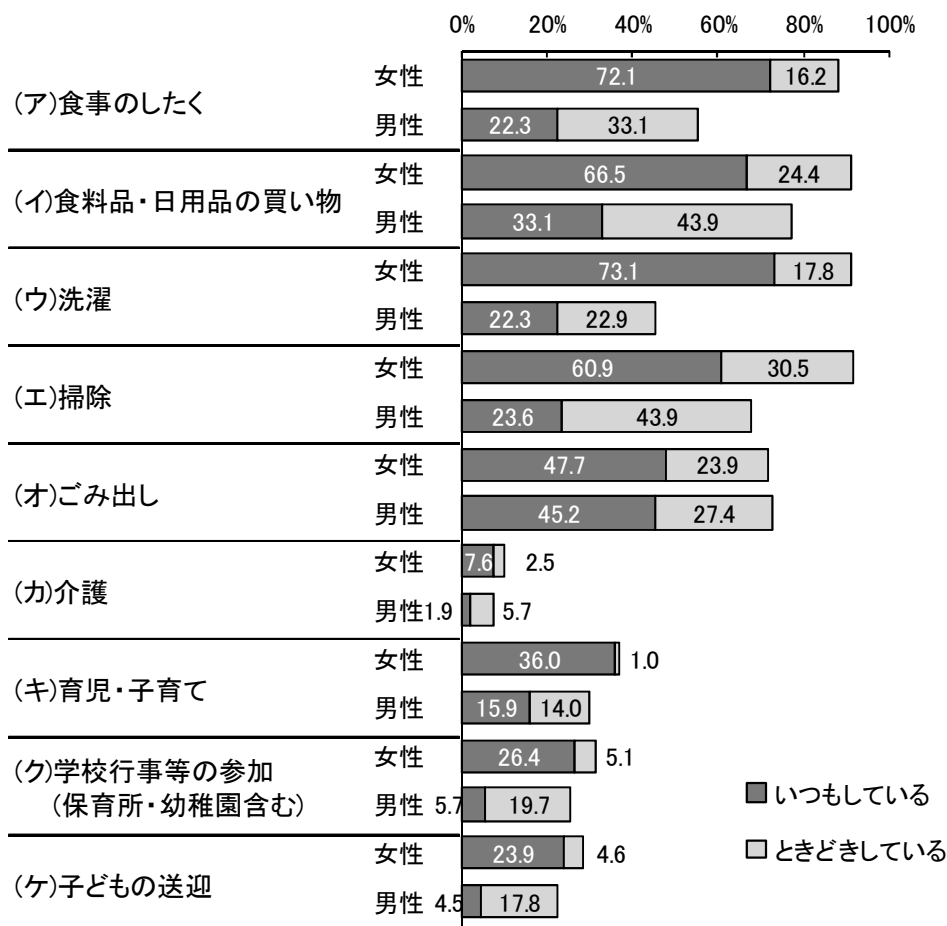
また、女性が働き続ける上での障害として「家事・育児との両立」「長く働き続けられるような職場の条件・制度が不十分」「長時間労働などによる男性の家事・育児への参加が困難な社会システム」などがあげられており、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が求められています。

一方で、家庭生活（家事・子育て・介護等）の役割分担については、前回調査より改善が見られるものの、すべての項目において、男性より女性が携わる割合が高く、依然として家庭内での役割分担については、女性に偏りがある状況となっています。
- ◆ 女性が働きやすい環境は、すべての人が働きやすい環境へとつながることから、労働者や企業・事業者に向けた雇用環境や両立支援に関する啓発、女性の就労支援を行うことで、住民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。併せて、男性の育児休業取得の促進や子育て・介護に関する支援等の取組を行うことで、男性の具体的な行動変容を促し、男性の家事・子育て・介護への参画を推進します。

図表 4-2-2 女性が長く働き続けることを困難にしている理由 【性別】



図表 4-2-3 家事・子育て・介護等の役割分担 【性別】



■主要施策① 誰もが働きやすい環境づくりの促進

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
12	労働者・事業者に向けた情報提供や周知	<p>労働者・町内事業者が労働基準法や男女雇用機会均等法などの労働に関連する法制度等について、正しい理解を得ることができるよう、情報提供を通じて、誰もが働きやすい環境づくりを積極的に推進します。</p> <p>●労働に関する各種法律・制度等の周知 ●県や商工会等、労働関係機関等との連携による意識啓発や情報提供 ●仕事と家庭の両立支援制度の周知 ●町内事業所への情報提供</p>	総務課 観光産業課
13	各種ハラスメントの防止	<p>セクシュアル・ハラスメント※⁸やパワー・ハラスメント※⁹等を防止するための意識啓発を図り、すべての人が安心して働くことができる環境づくりを推進します。</p> <p>●ハラスメントに対する各種相談窓口の周知 ●三芳町コンプライアンス条例に基づく取組の推進</p>	総務課
14	多様な働き方の普及啓発	<p>仕事と家庭を両立しやすいテレワーク等の多様な働き方について、情報発信や啓発により普及を図ります。</p> <p>●埼玉県多様な働き方実践企業認定に関する情報提供</p>	総務課 観光産業課
15	女性の就労・再就職支援	<p>出産や子育てなどのために一時的に就労を中断した女性の就労・再就職を支援するため、各種講座の開催、情報提供を行います。</p> <p>●埼玉県女性キャリアセンターと連携したセミナーや企業説明会・相談会の開催 ●With You さいたま等で開催される学習会、講演会等の情報提供</p>	総務課 観光産業課
16	農業分野における男女共同参画の推進	<p>町内の農業者団体に対し、女性の新規就農の促進や団体への参画について、冊子やリーフレットを活用して啓発・情報提供を行います。また、必要に応じて、家族経営で農業を営む農家に対し、家族経営協定の周知と締結に向けた支援を行います。</p> <p>●家族経営協定に関する情報提供と締結の促進 ●女性の新規就農や参画促進に向けた意識啓発</p>	観光産業課

※⁸ セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な言動により、相手方に不利益を与え、または相手方の生活環境を害すること。

※⁹ パワー・ハラスメント：職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

■主要施策② 仕事と家庭生活の両立支援

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
17	子育て支援サービスの充実	<p>保護者の多様なニーズに対応するため、「三芳町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、一時保育や延長保育、病児・病後児保育など弾力的できめ細かな保育サービスの充実を図るとともに、総合的な子育て支援事業を推進します。</p> <p>●三芳町子ども・子育て支援事業計画に基づく保育サービス・子育て支援の推進</p>	こども支援課
18	介護サービスの充実	<p>介護者の負担軽減や仕事との両立に向けて「三芳町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、高齢者の生活や介護者を支援するためのサービスを推進します。また、家族介護者への支援を推進します。</p> <p>●三芳町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく適切なサービスの利用促進</p> <p>●家族介護者への支援（介護者交流会・介護教室）</p> <p>●地域でケアラー※¹⁰を支える仕組みの推進</p>	健康増進課
19	男性の積極的な家事・子育て・介護への参加促進	<p>男性の積極的な家事・子育て・介護への参加に向けて、子育て・介護等の各種講座への男性参加者の拡大に努めます。</p> <p>●男性に対する家事・育児・介護参加の啓発</p> <p>●庁内における男性の育児休業取得促進</p> <p>●両親学級や離乳食教室への男性の参加促進</p> <p>●父親向け子育て講座の企画・運営（パパス絵本ライブ等）</p> <p>●男性のための料理講習会の開催</p> <p>●男性介護者への支援</p>	総務課 健康増進課 こども支援課

〈推進指標〉

指標	町の現状値 (令和4年度)	町の目標 (令和13年度)
各種審議会等の女性委員の割合の増加	31.4%	35%
管理的地位（主幹級以上）に占める女性職員の割合の増加	23.3%	30%以上

※¹⁰ ケアラー：こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。

基本目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり

(仮称) 三芳町困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

主要課題 1 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

三芳町DV防止基本計画

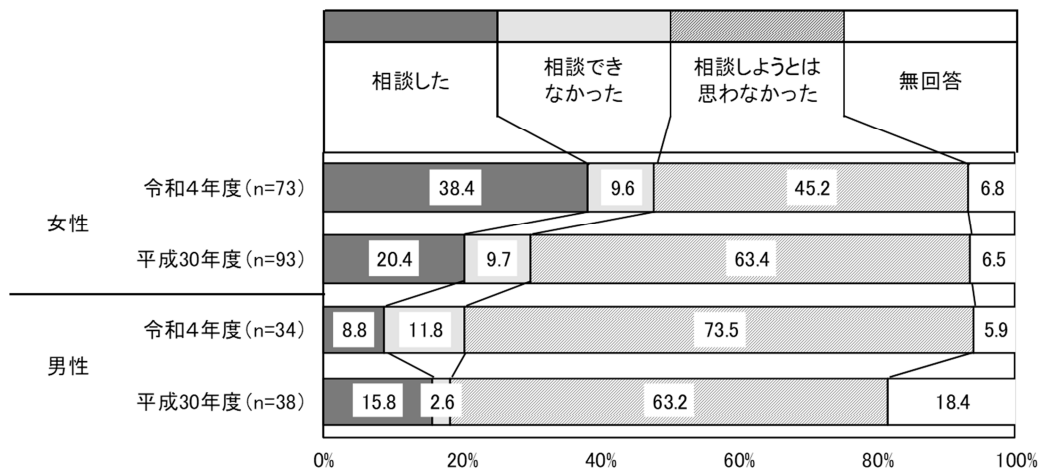
【現状と課題】

- ◆ DVとは、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある人（または親密な関係にあった人）からの暴力のことを言います。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、暴言などの精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、仕事を無理やり辞めさせる・生活費を渡さないなどの経済的暴力などもDVに含まれます。
- ◆ 住民意識調査では、配偶者や親密な関係にある人からの暴力（DV）について、「暴言・大声でどなる」「何を言っても、長時間の無視」「大切にしているものを故意にこわす」「危害の不安・恐怖を感じるようなおどし」などの精神的暴力が身体的暴力よりも『あった（「何度もあった」や「1・2度あった」の合計）』と回答した人が多い傾向にあります。また、すべての項目で男性の被害経験の割合を女性が上回っています。

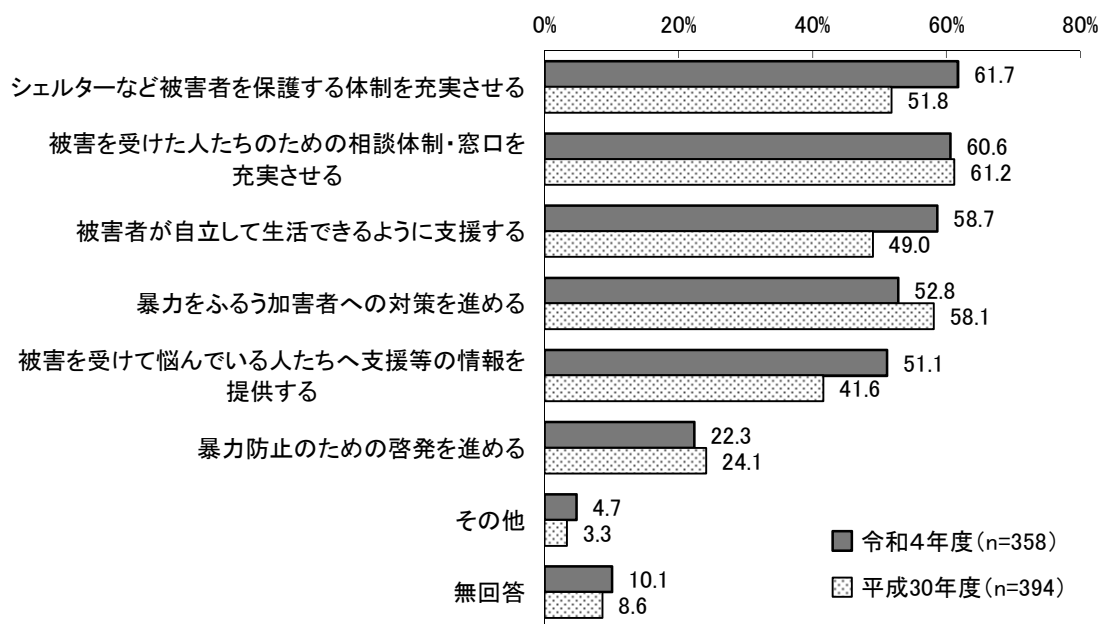
一方で、そうした被害について誰かに「相談した」割合は、女性で4割近いのに対し、男性では1割未満となっています。

DVの被害者に対し必要な取組については、前回調査に比べ「シェルターなど被害者の保護体制の充実」「被害者の自立生活への支援」「被害者への支援等の情報提供」などで回答の割合が増加しています。

図表 4-3-1 DV と考えられる行為を受けた際の相談状況 【性別／経年比較】



図表 4-3-2 DVの被害者に対し必要な取組 【性別／経年比較】



- ◆ あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題の一つです。女性に対する暴力は、経済力の格差や上下関係など、男女がおかれている立場に起因する実態があり、子どもの面前で行われるDVは精神的虐待にあたるなど、児童虐待とも密接な関わりがあります。
- ◆ DVのほか、若年層で被害に遭いやすいデートDVや性被害・性犯罪については、近年では、男性や児童生徒が被害に遭う事件も増えています。また、性別に関わらず加害・被害の可能性がある各種のハラスメント等、あらゆる暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものです。
- ◆ あらゆる暴力を未然に防止し、問題が潜在化することのないよう、一人ひとりの認識を深める啓発や情報提供を行うほか、国や県及び民間団体等の多様な相談窓口の周知により被害者が相談しやすい体制を整備する必要があります。実際に被害者から相談があった際には、安全の確保と支援のため、関係機関や庁内で連携して対応することが重要です。

■主要施策1 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
20	あらゆる暴力を防止するための意識啓発と情報発信の強化	<p>DVをはじめ、性犯罪・性暴力、各種ハラスメント等あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、広報紙や展示など多様な媒体や機会を捉え、積極的な啓発活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●暴力防止に向けた意識啓発・情報発信 ●県との連携による「女性に対する暴力をなくす運動」の推進 	総務課
21	若年層に向けた意識啓発と情報発信の強化	<p>デートDVはじめ、若年層が被害に遭いやすい性犯罪・性暴力の防止に向け、積極的な意識啓発や情報発信を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●二十歳のつどい参加者への啓発活動 ●「若年層の性暴力被害予防月間」における情報発信 ●いじめ・暴力・差別を許さない人権教育の推進 	総務課 学校教育課

■主要施策2 DV被害者の保護と自立に向けた支援

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
22	相談しやすい体制の整備	<p>DV被害者が早期に相談を行い、適切な支援が受けられるよう、各種相談の実施と、相談窓口に関する情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性相談の充実 ●各種相談の実施 ●国・県を含む相談窓口の周知・情報発信 	総務課 こども支援課 福祉課 教育センター 健康増進課
23	関連機関と連携した安全確保・支援体制の充実	<p>DV被害者に関する様々な問題に組織的に対応するため、庁内の各分野の課や職員が連携できるよう、連絡会議を開催します。また、職員の対応力向上のために研修を行います。</p> <p>被害者の適切な保護と安全確保に向けて、警察をはじめとする関係機関との連携強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●DV対策庁内連絡会議（年1回以上） ●DV対策研修（年1回以上） ●関係機関との連携強化 	総務課 関係各課
24	被害者の自立に向けた支援の充実	<p>DV被害者の自立に向けて、関係機関・関係各課との連携により、各種申請手続きを適切に行うことができるよう支援します。</p> <p>必要に応じて、DV被害者が同伴する児童生徒の就園・就学の手続き等への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個人情報の適切な取扱いの徹底 ●被害者等の各種手続きに関する支援 	総務課 関係各課

主要課題2 安全安心な地域づくりの推進**【現状と課題】**

- ◆ 災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障がいの有無など様々な社会的状況によって影響が異なる状況から、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。
- ◆ 東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いに対して配慮が十分でなかったといった課題が生じました。そうした課題を受け、国においては、令和2年5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が公表されています。
- ◆ 防犯・交通安全に関して、女性の被害が多い振り込め詐欺や不審者への子どもへの声かけ事案の認知件数が増加傾向にあり、ひったくりや不同意わいせつなど女性を狙った犯罪も発生しています。そのため、町では住民との協働で、自主防犯団体や三芳町民青色防犯パトロール隊（通称：青パト隊）による防犯活動や安全安心マップ等展開しています。
- ◆ 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を一層推進するとともに、女性の視点を活かしながら、地域防災計画に基づく地域の防災力の向上に努めます。併せて、子どもから高齢者まで地域で安心して生活できる安全安心な地域づくりを推進します。

■主要施策① 男女共同参画の視点に立った防災・防犯のまちづくり

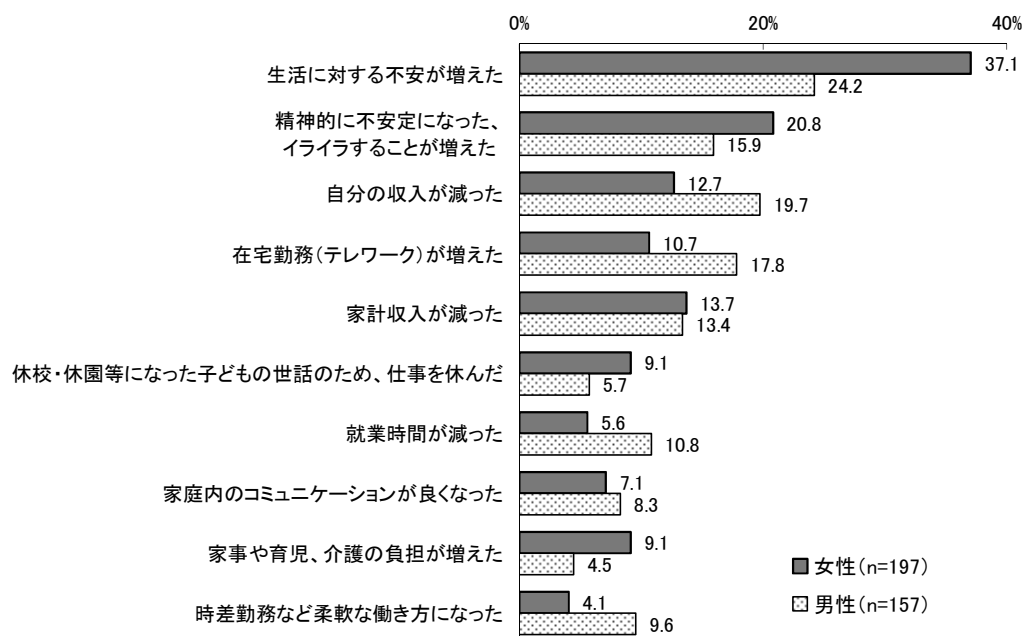
取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
25	男女共同参画の視点に立った地域防災対策の推進	<p>地域防災力の向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。</p> <p>また、女性消防団員の活動を支援するとともに、自主防災組織の育成支援に努めます。</p> <p>各避難所の運営にあたっては、男女双方の視点に配慮します。</p> <p>●地域防災検討委員への女性の参画促進</p> <p>●女性消防団員の活動支援</p> <p>●自主防災組織の育成支援</p> <p>●避難所運営や防災訓練への女性の参画の促進</p>	自治安心課
26	男女共同参画の視点に立った防犯・安全対策の推進	<p>子どもや女性、高齢者まで安心して生活できるよう、行政連絡区や防犯推進委員など地域防犯リーダー、青色防犯パトロール（青パト）の運行など、地域との協働による防犯対策を推進します。</p> <p>特殊詐欺の未然防止の周知にあたっては、被害傾向の性差などにも配慮した工夫をするなど、効果的な啓発に努めます。</p> <p>●地域防犯リーダーの育成と女性の参画促進</p> <p>●特殊詐欺の未然防止に関する意識啓発</p>	自治安心課

主要課題3 誰もが安心して健康に暮らせる支援体制の推進

【現状と課題】

- ◆ 全国的に、男女の雇用形態や出産・子育てを経た就労継続の差等を背景として、女性は男性より貧困等の生活上の困難に陥りやすいと言われています。特に子どもを養育することが多い女性のひとり親世帯の就労収入は低い傾向にあり、ひとり親世帯の子どもの貧困率は約5割となっています。
- ◆ 加えて、新型コロナウイルス感染症拡大は、女性に非正規労働者が多いことや、依然として固定的な性別役割分担が残っていることを背景に、特に女性の就業や生活へ大きな影響を与えたと言われています。
- ◆ 住民意識調査において、新型コロナウイルス感染症による仕事や生活への影響をたずねたところ、4割近くの女性が「生活に対する不安が増えた」と回答しています。また、30・40歳代の子育て世代で「精神的に不安定になった、イライラすることが増えた」や「休校・休園等になった子どもの世話のため、仕事を休んだ」等の回答が多いなど、影響の大きさがうかがえます。

図表 4-3-3 新型コロナウイルス感染症の影響（上位10項目） 【性別】



- ◆ ひとり親世帯や生活困窮、外国にルーツを持っていること、障がい、高齢であることなど複合的な社会的困難を抱えている方の支援については十分な配慮が重要です。

- ◆ 男女が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しながら相手に思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現に欠かせません。男性と女性では、それぞれ異なる身体的特性があり、互いの性に関して正しい知識を身に付けることが大切です。特に女性については妊娠・出産など、生涯を通じて男性と異なる健康の問題に直面することもあることから、そのライフステージに合わせた健康教育・健康支援が必要となっています。
- ◆ 生涯を通じた健康の保持・増進に向けて、男女双方のライフステージや性差に応じた健康づくり・保健事業を推進します。

■主要施策① すべての人が安心して暮らし続けるための支援

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
27	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて、経済的支援や就労に向けた支援を行います。 ●(特別)児童扶養手当・医療費支給等による経済的支援 ●職業訓練給付金等の支給による就労支援	こども支援課 福祉課
28	生活に困難を抱える人や子どもの貧困への支援	様々な事情により生活に困難を抱える人(生活困窮者)一人ひとりに寄り添い、自立に向けた支援を行います。 ●こども食堂やフードバンク ^{※11} の運営支援 ●フードドライブ ^{※12} の実施	福祉課 教育センター こども支援課 環境課
29	外国籍住民への支援	外国籍住民や外国にルーツのある子どもたちが暮らしやすいまちづくりに向けて、生活相談や多言語・やさしい日本語による情報提供、ボランティアやNPOとの協働により日本語学習支援を行います。 ●外国人生活相談の実施 ●日本語学習教室への支援	総務課 公民館
30	高齢者の地域生活への支援	高齢の方が住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って暮らし続けることができるよう、介護予防・高齢者の健康づくりや地域包括支援センターの周知により相談しやすい体制を推進します。 ●住民主体の通いの場への参加促進 ●地域包括支援センターの周知	健康増進課

※11 フードバンク：安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通できない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。

※12 フードドライブ：余剰食品を回収し、フードバンク等を通じて支援を必要とする個人や団体に寄付する取組のこと。

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
31	障がいのある人の地域生活への支援	関係機関等と連携を図りながら、障がいのある方やその家族など介護者の相談に応じ、必要な支援や情報提供を行うことにより、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。 ●福祉相談窓口の周知と相談への対応 ●三芳町障がい者就労支援センターの周知	福祉課

■主要施策② 生涯を通じた健康への支援

取組番号	取組名	取組の内容	担当課
		具体的事業	
32	妊娠期からの切れ目のない支援	保護者が妊娠・出産・子育ての不安を一人で抱えることがないように、ワンストップの相談機関として相談に応じるほか、必要に応じて医療・福祉などの関係機関と連携した個別プランの作成を行います。 また、不妊・不育症の検査費用の一部助成を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。 ●子育て世代包括支援センター（こども家庭センター）におけるワンストップ相談対応 ●産後ケア事業の推進 ●早期不妊・不育症検査費助成の実施	健康増進課 こども支援課
33	ライフステージや性差に配慮した健康支援	健康教育や健康相談等の機会を通じて、男女双方のライフサイクルに合わせた健康づくりの支援を行います。 健康診査を受ける機会の少ない子育て中の女性のために健診を行うとともに、性差に応じたがん検診の実施や受診推奨を含めた情報発信を行います。 ●女性向けの健診や健康教育の実施（ママのための健康診断、骨粗しょう症予防のための健康教育等） ●性差に応じたがん検診等の実施と受診勧奨 ●リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	健康増進課 総務課

〈推進指標〉

指標	町の現状値 (令和4年度)	町の目標 (令和13年度)
暴力について相談した人の割合の増加	女性 38.4% 男性 8.8%	50% 15%
女性特有のがん検診受診率の向上	子宮頸がん 15.0% 乳がん 13.8% (令和3年度)	60%
65歳健康寿命	女性 20.97年 男性 18.23年 (令和3年度)	延伸

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 三芳町男女共同参画等推進会議

性別にかかわらず、誰もが家庭・学校・職場、地域における生活において個性を活かし、能力を十分に発揮できるまちづくりを進めるため、三芳町男女共同参画等推進会議を設置しています。男女共同参画や女性の活躍推進等に関する有識者や一般公募の住民、庁内の担当課長等により構成する推進会議において、男女共同参画推進施策への意見や提言を求めるとともに、協働により男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

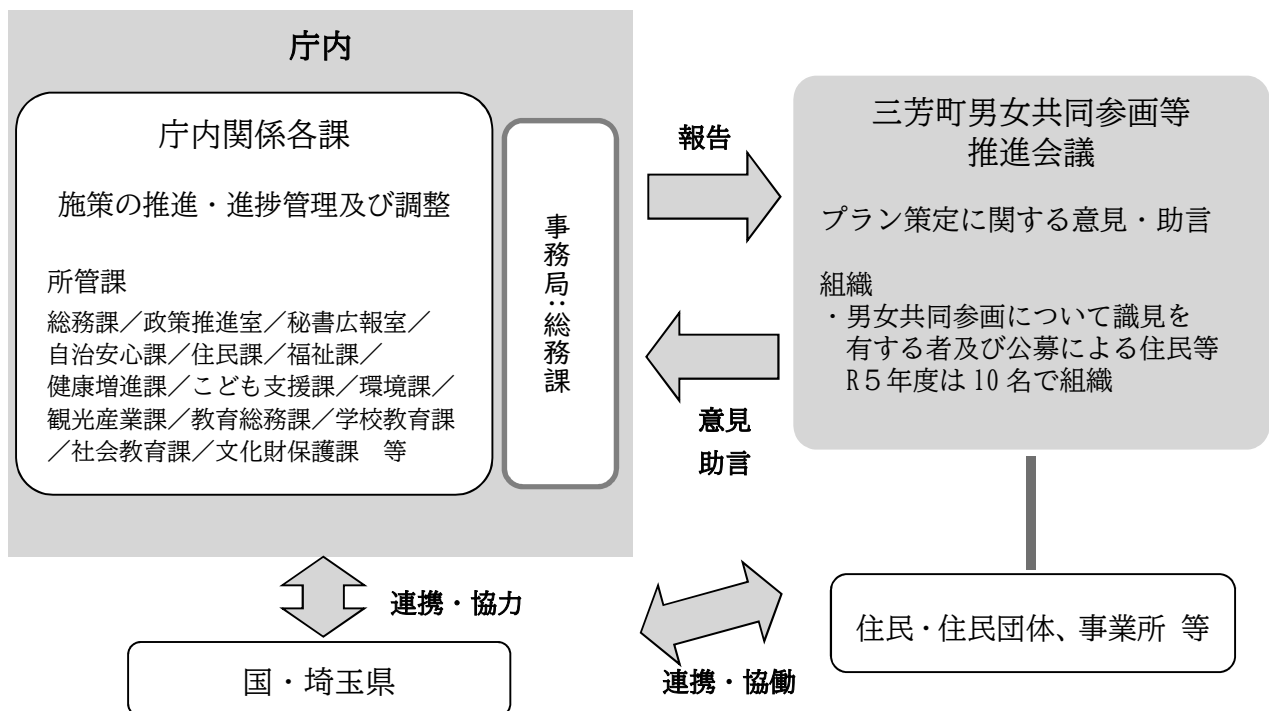
(2) 男女共同参画庁内連絡会議

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、労働、人権、子育て、福祉、教育など町政のあらゆる分野にわたります。本プランの推進にあたっては、施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に設置している男女共同参画庁内連絡会議を必要に応じて開催します。

(3) 国・県等の行政機関との連携

男女共同参画に関する取組の一層の推進を図るため、国・埼玉県の計画、方針等についての積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら本プランへ反映させます。

また、国・県の行政機関や関連自治体との協力・連携を強化して、広域的な取組が必要な課題等の解決に努めます。



2. 計画の周知と進行管理

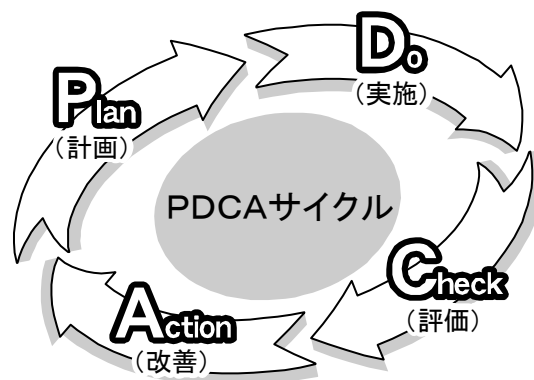
(1) 計画の周知

本プランは、町の広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体を活用し、その取組や関連事業について広く周知を図ります。

性別や年代を問わず、あらゆる層に必要な情報が届くよう、総合的な情報発信を行い、男女共同参画・ジェンダー平等意識の普及啓発に努めます。

(2) 計画の進行管理

本プランに定める事項については、担当課による事業の進捗状況と施策の効果等を定期的に検証、評価を行います。PDCAサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図ります。



Plan (計画)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する。
Do (実行)	計画に基づき活動を実行する。
Check (評価)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察・学習する。
Act (改善)	考察に基づき、計画の目標、活動等の見直しを行う。

資料編

1. 三芳町男女共同参画等推進会議設置要綱

平成 14 年 7 月 30 日

告示第 96 号

(目的及び設置)

第 1 条 三芳町における男女平等の推進及び男女共同参画社会の形成の促進並びに性の多様性を尊重し、個性を認め合う社会の実現に資するとともに、町民と一体となってさまざまな施策を積極的に推進することを目的として、三芳町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次の事項について調査研究し、その成果を町長に提言する。

- (1) 男女平等の推進と男女共同参画社会の形成の促進に関する町の施策の推進に関すること。
- (2) 三芳町男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 性の多様性の尊重に関する町の施策の推進に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 12 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町内関係団体等の代表者
- (3) 一般公募者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は会長が招集し、その議長となる。

(専門部会)

第 7 条 推進会議は、専門的事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第 8 条 推進会議及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議及び専門部会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附則(平成20年告示第31号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成22年告示第74号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成23年告示第67号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附則(令和2年告示第78号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2. 三芳町男女共同参画等推進会議委員名簿

	氏 名	委 嘱 の 内 訳	備 考
1	◎ 志村 美代子	一般公募者	
2	○ 山崎 徳三	一般公募者	
3	竹島 美香子	識見を有する者	民間企業女性取締役
4	仲野 忠男	識見を有する者	人権擁護委員
5	伊藤 晋也	関係団体の代表者	社会福祉協議会
6	齊藤 富美江	関係団体の代表者	更生保護女性会
7	横山 八重子	関係団体の代表者	協働のまちづくりネットワーク
7	山崎 和美	一般公募者	
9	三室 茂浩	町長が適当と認める者	こども支援課長（子育て・DV）
10	三浦 康晴	町長が適当と認める者	観光産業課長（女性創業・就業）

◎会長 ○副会長

3. 策定経過

日 程	内 容
令和4年 9月16日～10月7日	住民意識調査及び事業所アンケート調査の実施
令和5年 5月23日	第1回三芳町男女共同参画等推進会議 ・今年度の活動方針について ・男女共同参画週間について ・男女共同参画プランについて
8月23日	第2回三芳町男女共同参画等推進会議 ・男女共同参画プランについて
10月30日	第3回三芳町男女共同参画等推進会議 ・男女共同参画プランについて ・まなざし第22号について
12月26日	第4回三芳町男女共同参画等推進会議 ・男女共同参画プランについて ・まなざし第22号について ・ヒューマンフェスタについて
令和6年 1月26日～2月26日	男女共同参画プランのパブリック・コメントの実施 ・提出された意見 0件
1月22日	第5回三芳町男女共同参画等推進会議 ・男女共同参画プランについて ・まなざし第22号について ・ヒューマンフェスタについて
2月20日	第6回三芳町男女共同参画等推進会議 ・次年度事業について
3月25日	第7回三芳町男女共同参画等推進会議 ・次年度事業について ・男女共同参画プランについて

4. 関係法令

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日

法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画

社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日

法律第 31 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援

することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の

内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、

当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて

著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項

から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第2項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- (2) 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日

法律第 64 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
 - 第 2 章 基本方針等(第 5 条・第 6 条)
 - 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針(第 7 条)
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等(第 8 条—第 18 条)
 - 第 3 節 特定事業主行動計画(第 19 条)
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表(第 20 条・第 21 条)
 - 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第 22 条—第 29 条)
 - 第 5 章 雑則(第 30 条—第 33 条)
 - 第 6 章 罰則(第 34 条—第 39 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関

し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようと

する場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第103号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第78号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12

条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 11 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。
- (2) 第 12 条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- (3) 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1

項及び第 4 項、第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 5 条の 5、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報

告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも 1 回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 20 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な

施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に

規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下略)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和6年4月1日

法律第52号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等（第7条・第8条）
- 第3章 女性相談支援センターによる支援等（第9条—第15条）
- 第4章 雑則（第16条—第22条）
- 第5章 罰則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 2 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 3 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第11条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第4号から第6号までを除く。）並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第14条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - (2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

(教育及び啓発)

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第3号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- (1) 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護(同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- (3) 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

- (4) 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - (5) 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - (6) 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
 - 3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

- 第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

- 第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
 - (1) 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。）
 - (2) 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用
 - 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

- 第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

- 第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 1 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日
 - 2 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の公布の日のいずれか遅い日
 - 3 略
 - 4 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月15日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条、第8条及び第17条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

みよし男女共同参画プラン

(令和6年度～令和13年度)

～ みんなたいせつ みんなしあわせ みんなでつくる みよしまち ～

発行年月：令和6年3月

発行：埼玉県三芳町

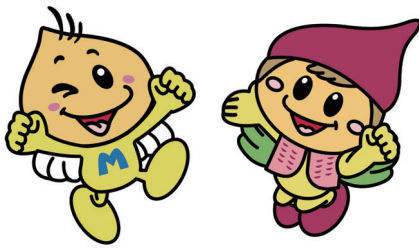
編集：三芳町 総務課

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町藤久保1100番地1

電話 049(258)0019

FAX 049(274)1055



三芳町マスコットキャラクター「みらいくんとのぞみちゃん」

